

# 職員の給与に関する報告及び勧告

平成22年10月

川崎市人事委員会



22川人委調第272号  
平成22年10月1日

川崎市議会議長 潮田智信様  
川崎市市長 阿部孝夫様

川崎市人事委員会  
委員長 平林武幸

職員の給与に関する報告及び勧告について

川崎市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

# 目 次

## 別紙第1 報 告

1	職員の給与等の実態	1
2	民間の給与等の実態	1
3	民間給与との比較	5
4	物価及び生計費	5
5	人事院勧告の概要	6
6	本年の給与の改定	9
7	人事管理に関する報告及び意見	12
	(1) 人材の確保・育成	
	ア 多様で有為な人材の確保	12
	イ 係長昇任選考	13
	(2) 勤務環境の整備	
	ア 時間外勤務の縮減	14
	イ 両立支援の推進	15
	ウ メンタルヘルス対策	15
	(3) 高齢期の雇用の在り方	17
	(4) 市民からの信頼確保	17
8	おわりに	18

別紙第2	勸 告	19
------	-----	----

参 考 資 料	42
---------	----

# 報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態を把握するとともに、職員の給与を決定する基礎的諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

## 1 職員の給与等の実態

本委員会が、本年4月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、「川崎市職員の給与に関する条例」適用の職員（10,171人、平均年齢41.8歳）の平均給与月額は400,568円（給料334,967円、扶養手当9,566円、地域手当42,253円、その他13,782円）となっている。

また、行政職給料表(1)の適用職員（6,028人、平均年齢40.8歳）の平均給与月額は401,053円（給料334,871円、扶養手当7,822円、地域手当42,332円、その他16,028円）となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている、本年度の新規学卒の採用者を除いた職員（5,910人、平均年齢41.2歳）の平均給与月額は404,985円（給料337,951円、扶養手当7,978円、地域手当42,744円、その他16,312円）となっている。

【参考資料第1表～第9表（42～98ページ）参照】

## 2 民間の給与等の実態

本委員会は、例年のとおり、人事院及び神奈川県人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、市内に所在する民間事

業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の446事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された110事業所について行ったものである。

調査内容は、公務と類似すると認められる職種に従事する者に、本年4月分として支払われた給与月額及び昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給の支給状況等となっている。

【参考資料第10表～第24表（100～116ページ）参照】

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

#### (1) 初任給

事務・技術関係新規学卒者の本年4月の初任給の平均額は、大学卒で202,400円、短大卒で178,887円、高校卒で163,690円となっている。

【参考資料第11表（101ページ）参照】

#### (2) 職種別給与

事務・技術関係職種をはじめ各職種ごとの平均支給額は、参考資料第12表に示すとおりとなっている。

【参考資料第12表（102～111ページ）参照】

#### (3) 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で43.4%、高校卒で12.3%であり、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を据置きとした事業所は、大学卒で95.5%、高校卒で90.3%となっている。

【参考資料第13表（112ページ）参照】

#### (4) 家族手当

家族手当制度がある事業所の割合は87.4%であり、その平均支給月額は配偶者15,470円、配偶者と子1人の場合21,962円、配偶者と子2人の場合

27,847円となっている。

【参考資料第14表（112ページ）参照】

(5) 住宅手当

住宅手当を支給する事業所の割合は80.0%であり、そのうち借家・借間居住者に対してはすべての事業所が支給しており、自宅居住者に対しては76.8%の事業所が支給している。

【参考資料第15表（113ページ）参照】

(6) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の3.97月分相当となっている。

【参考資料第16表（113ページ）参照】

(7) 給与改定の状況

参考資料第17表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップの慣行のない事業所の割合は58.0%、ベースアップを中止した事業所の割合は31.4%となっており、ベースアップを実施した事業所の割合は10.6%となっている。

また、参考資料第18表に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は82.8%となっている。

【参考資料第17表・第18表（113・114ページ）参照】

(8) 年俸制の導入状況

参考資料第19表に示すとおり、年俸制を導入している事業所は、部長級では31.9%、課長級では18.8%となっており、一般の従業員については導入している事業所はない。

【参考資料第19表（114ページ）参照】

(9) 昇給制度の状況

参考資料第20表に示すとおり、一般の従業員について、昇給制度を設けて

いる事業所は93.9%であり、そのうち査定昇給を行っている事業所は84.1%となっている。

【参考資料第20表（114ページ）参照】

#### (10) 冬季賞与の配分状況

参考資料第21表に示すとおり、民間事業所の冬季賞与の配分における考課査定分の状況については、部長級では42.2%、課長級では39.7%、一般の従業員では29.1%となっている。

【参考資料第21表（115ページ）参照】

#### (11) 雇用調整の実施状況

参考資料第22表に示すとおり、民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、平成22年1月以降に、45.1%の事業所で何らかの雇用調整を実施しており、その措置内容は、採用の停止・抑制（25.1%）、残業の規制（17.0%）、賃金のカット（13.3%）等となっている。

【参考資料第22表（115ページ）参照】

#### (12) 賃金カット等の実施状況

参考資料第23表に示すとおり、本年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングを実施し、賃金を減額した事業所の割合は、課長級では11.7%、一般の従業員では6.4%となっている。

また、賃金カット等を実施した事業所における平均減額率は、課長級では10.4%、一般の従業員では6.7%となっている。

【参考資料第23表（116ページ）参照】

#### (13) 法定休日の労働時間の取扱状況

参考資料第24表に示すとおり、時間外労働の月60時間の積算の基礎に、法定休日の労働時間を含めるとしている事業所の割合は53.0%となっており、これを事業所の従業員の割合で見ると71.1%となっている。

【参考資料第24表（116ページ）参照】

### 3 民間給与との比較

職員の給与等の実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表(1)の適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較を行った。

その結果は、次のとおりである。

#### 職員の給与と民間給与との較差

(単位：円)

項 目	民間給与 a	職員の給与 b	較 差 a - b $\left[ \frac{a-b}{b} \times 100 \right]$
行政職給料表(1)関係	404, 279	404, 985	△706 (△0.17%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

### 4 物価及び生計費

本年4月における「消費者物価指数」は、昨年4月と比べ全国では1.2%、本市では1.5%下落している。

本委員会が「家計調査」及び「全国消費実態調査」を基礎に算定した本年4月における本市の標準生計費は、1人世帯で165,020円、2人世帯で254,550円、3人世帯で282,750円、4人世帯で310,960円となっている。

## 5 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対して、国家公務員（一般職）の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告を行った。その概要は、次のとおりである。

### 1 民間給与との較差に基づく給与改定

#### (1) 月例給

民間給与との較差は△757円（△0.19%）であり、較差を解消するため、月例給を引下げ。50歳台後半層の職員の給与水準是正のための措置及び俸給表の改定を併せて実施

ア 55歳を超える職員（行政職俸給表（一）5級以下の職員及びこれに相当する級の職員を除く）について、俸給及び俸給の特別調整額の支給額を一定率で減額（△1.5%）

※ 医療職（一）（人材確保のため）、指定職（一官一給与のため）等についてはこの措置は行わない

イ さらに、中高齢層について俸給表を引下げ改定

(ア) 行政職俸給表（一） アによる解消分を除いた残りの公務と民間の給与差を解消するよう引下げ（平均改定率△0.1%）。その際、中高齢層（40歳台以上）が受ける俸給月額に限定して引下げ

(イ) 指定職俸給表 行政職俸給表（一）の公務と民間の給与較差率と同程度の引下げ（△0.2%）

(ウ) その他の俸給表 行政職俸給表（一）との均衡を考慮した引下げ（ただし、医療職俸給表（一）等は除外）

※ 給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額についても、本年の俸給表

の改定率等を踏まえて引下げ

※ 専門スタッフ職俸給表の級の 신설については新たな職の整備に向けた政府の取組をみて別途勧告

ウ 委員、顧問、参与等の手当

指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ(35,200円→35,100円)

(2) 期末・勤勉手当 (ボーナス)

民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.15月分→3.95月分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
22年度 期末手当	1.25 月(支給済み)	1.35 月(現行1.5月)
勤勉手当	0.7 月(支給済み)	0.65 月(現行0.7月)
23年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.675月	0.675月

[ 実施時期等 ]

公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率(△0.28%) (注)を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整(引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員を対象)

(注) 引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員によって行政職俸給表(一)適用職員全体の民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率

(3) 超過勤務手当

民間企業の実態を踏まえ、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこ

れに相当する日の勤務の時間を含めることとし、平成23年度から実施

## 2 給与構造改革

地域別の民間給与との較差と全国の較差との率の差は約2.0ポイントで、昨年よりも0.6ポイント程度、改革前の約4.8ポイントと比べると2.8ポイント程度減少。地域間給与配分の見直しについては、今後の経過措置額の状況や地域手当の異動保障の支給状況、各地域の民間賃金の動向等を踏まえつつ、複数年の傾向をみていく必要を念頭に、最終的な検証

## 3 高齢期の雇用問題 ～65歳定年制の実現に向けて～

### (1) 公務における高齢期雇用の基本的な方向

本格的な高齢社会を迎える中、国家公務員制度改革基本法の趣旨を踏まえ、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年を段階的に65歳まで延長することが適当

### (2) 定年延長に向けた制度見直しの骨格

#### ア 定年延長と60歳台の多様な働き方

- (ア) 平成25年度から3年に1歳ずつ段階的に定年を引上げ
- (イ) 高齢期の働き方に関する職員の意向を聴取する仕組みを導入
- (ウ) 一定範囲の管理職を対象とした役職定年制の導入
- (エ) 定年前の短時間勤務制や人事交流の機会の拡充

#### イ 定年延長に伴う給与制度の見直し

60歳台前半の民間給与が、継続雇用制度を中心とした雇用形態の下で60歳前に比べて3割程度低くなっている実情等を踏まえ、職務と責任に応じた給与を基本としつつ、60歳台前半の給与水準を相当程度引下げ。50歳台の給与の在り方についても必要な見直しを検討

#### ウ その他関連する措置

加齢に伴い就労が厳しくなる職種の取扱い、特例的な定年の取扱い等を検討

以上の骨格に基づき、関係各方面と幅広く意見交換を重ねながら更に検討を進め、本年中を目途に成案を得て具体的な立法措置のための意見の申出を行う

#### 4 公務員人事管理に関する報告

(1) 公務員の労働基本権問題の議論に向けて

ア 公務における労働基本権問題の基本的枠組みと特徴

イ 自律的労使関係制度の在り方 ～基本権制約の程度等に応じたパターン

ウ 自律的労使関係制度の在り方を議論する際の論点

(2) 採用試験の基本的な見直し

(3) 時代の要請に応じた公務員の育成

(4) 官民人事交流等の推進

(5) 女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針の見直し等

(6) 非常勤職員制度の改善

ア 日々雇用の非常勤職員の任用・勤務形態の見直し

イ 非常勤職員の育児休業等

(7) 超過勤務の縮減

(8) 適切な健康管理及び円滑な職場復帰の促進

#### 6 今年の給与の改定

以上述べた本市の職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適応したものとするため、本委員会としては、次のとおり、給与の改定について措置する必要があると考える。

(1) 月例給

本年においては、既に述べたとおり、行政職給料表(1)の適用職員の給与については、4月時点で、職員の給与が民間給与を706円(0.17%)上回っていることが判明した。当該較差の解消を図るため、次のとおり月例給の引下げ改定を行うこととする。

#### ア 行政職給料表(1)

行政職給料表(1)については、引下げ改定を行うこととする。本年は、後に述べるとおり、給料月額及び管理職手当の引下げにより較差を解消することとするため、平均改定率を0.17%として引き下げる。ただし、職員の初任給が民間の初任給を下回っていること、及び国との均衡を勘案して、若年層については改定を行わず、中高年齢層に限定して引き下げ、また、管理職層である6級以上については、平均より大きく概ね0.30%引き下げるものとする。

#### イ 行政職給料表(1)以外の給料表

行政職給料表(1)以外の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を基本とし、引下げ改定を行うこととする。ただし、医療職給料表(1)については、医師の処遇を確保する観点から改定を行わない。

なお、特定任期付職員給料表については、国との均衡を基本とし、引下げ改定を行う。

#### ウ 保障する給料月額

給料表の引下げ改定を行うことを踏まえ、平成19年4月1日の給料の切替えに伴う「保障する給料月額」について、引下げ改定を行うこととする。改定に当たっては、保障する給料月額を受ける職員の在級状況を考慮して、一律に0.24%の引下げ改定を行う。ただし、医療職給料表(1)の保障する給料月額については、改定を行わない。

#### エ 管理職手当

管理職手当については、給料表の引下げ幅を考慮し、引下げ改定を行う

こととする。

なお、引下げに当たっては、平成19年3月30日の管理職手当に関する規則改正時において管理職手当の基礎とした各号給における引下げ額を考慮して、改定することとする。

#### オ その他の手当

その他の手当については、民間事業所の支給状況等を踏まえると、改定する特段の必要性が認められないことから、改定を行わない。

### (2) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、民間事業所の特別給の支給割合（3.97月分）が、職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.15月分）を下回っていることが判明した。このことから、期末・勤勉手当の支給月数を0.2月分引き下げ、3.95月分とする。

併せて、再任用職員及び特定任期付職員についても所要の措置を行うこととする。

### (3) 改定の実施時期等

本年の給与の改定が職員の給与を引き下げる内容であることから、この改定を実施するための条例の規定は、職員の給与と民間給与を年間で均衡させるための所要の調整措置を講じた上、遡及することなく施行日からの適用とする。なお、減額調整に伴う日割計算などの事務の複雑化を避けるため、この改定は、公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から施行することとする。

### (4) その他の課題

#### ア 時間外勤務手当

時間外勤務手当については、労働基準法の改正を受け、本年4月1日から、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げたところであるが、日曜日又はこれに相当する日の取扱いについては、月60時間の積算からは除くものとしている。

人事院は、本年の勧告において、民間事業所の実態を踏まえて、平成23年度から超過勤務手当の支給割合の割増対象となる月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に、日曜日又はこれに相当する日の勤務時間を含めることとした。

本市においても、特に長い時間外労働を抑制することを目的とした労働基準法の趣旨を踏まえるとともに、市内民間事業所の取扱い、国及び他都市の動向に鑑み、時間外勤務手当の支給割合の引上げ対象となる月60時間を超える時間外勤務の積算の基礎に、日曜日又はこれに相当する日の勤務時間を含めることについて検討する必要がある。

#### イ 教員特別手当

市立高等学校の教員に支給される教員特別手当は、市立小中学校等の教員に支給される給与の改定状況等について考慮しながら改定することが適当である。国の予算における教員特別手当に係る義務教育費国庫負担金が縮減されているため、市立小中学校等の教員に支給される給与の改定状況等について注視し、教員特別手当の引下げ改定について検討する必要がある。

## 7 人事管理に関する報告及び意見

### (1) 人材の確保・育成

#### ア 多様で有為な人材の確保

少子高齢化、行政ニーズの多様化など、公務を取り巻く環境が大きく変化し、また、厳しい財政状況が続く中、本市は、これからの市政運営を担

うにふさわしい多様な資質と高い能力、そして豊かな感性を有する人材の確保の必要性が重要な課題となっている。

本委員会が実施する職員採用試験においては、求める人物像として、「コミュニケーション能力」、「真摯な取組姿勢」、「柔軟性・主体性」を掲げ、持てる能力を最大限に発揮して、地域の諸課題に積極的に取り組むことができる人材の確保に努めている。

本年は、面接担当職員を対象とした面接技法の研修にロールプレイング方式を導入し、面接スキルの向上を図るなど、面接を重視した採用を行ってきたところであるが、今後とも、新たな時代に対応できる人材を安定的に確保していくため、より実効性のある職員採用試験制度の確立に向けた検証・検討を行っていく。

#### イ 係長昇任選考

係長昇任選考については、昇任の公平・公正性を高め、能力・実績に基づく人材登用を推進することを目的として実施しており、本委員会では、受験年齢の引下げや選考対象職種の拡大等を段階的に実施してきた。

近年の取組としては、平成19年度から、受験資格年齢を昇任時35歳以上から33歳以上に引き下げることにより、若手職員登用の機会を拡大し、職員の人材育成に努めてきた。

また、選考対象職種を、平成20年度から、それまでの5職種から10職種に、平成21年度は12職種に、さらに、本年度は保育士を加え13職種に拡大することで、多様な職種での人材登用の拡大を図っている。

今後とも、若手職員登用の機会のさらなる拡大を図るべく検討を行うとともに、任命権者においては、多くの若手職員が係長昇任選考にチャレンジできる環境整備に努められたい。

## (2) 勤務環境の整備

### ア 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の心身の健康保持、仕事と生活の調和、公務能率の向上といった観点からも重要な課題であり、本委員会では従来からその縮減の必要性に言及しているところである。

本市では、ノー残業デーの徹底や週休日の振替制度の活用、所属長の事前命令の徹底などの取組を継続的に進め、時間外勤務の縮減に努めてきたが、一人当たりの時間外勤務時間数を見ると、近年は増加傾向にあり、時間外勤務が常態化している職場や、一部には、極めて長時間の時間外勤務が恒常化している職場も見受けられる。

本委員会の勧告時において繰り返し言及しているところであるが、時間外勤務の縮減のためには、すべての職員がコスト意識を持って計画的かつ効率的に業務を遂行することを心がけていくことが重要である。

特に管理監督者は、勤務時間の適正管理を行う立場から、具体的な業務内容及び時間数を明示して時間外勤務命令を行うことを徹底するとともに、所属職員の業務進捗状況を常に把握し、業務が特定の職員に偏らぬよう、業務分担の見直しや改善を行うことが肝要であり、これを確実に実行しなければ、時間外勤務の縮減は図れないことを強く認識するべきである。

このような取組を行ってもなお、業務量や、その内容から見て時間外勤務を縮減させることが困難であるときは、行政サービスの水準を低下させることがないよう留意しつつ、所属単位にとどまらず、業務内容や人員配置を見直すことも視野に入れ、時間外勤務の縮減に努められたい。

なお、本年4月には、長時間労働の抑制等を目的とした労働基準法の改正が行われた。本来、時間外勤務は臨時に必要な場合に命ずることができるものであり、その時間数が1箇月について60時間を超える職員が多く在籍している職場では、早急にその原因を検証し対策を講じられたい。

## イ 両立支援の推進

職員が、仕事上の責務を果たしつつ、家庭や地域生活においても充実した時間を持つという、仕事と生活が調和した勤務環境の整備は、職員のやりがいや充実感、人材確保の観点からも重要である。

本市では、これまでに各種の両立支援の制度を整備してきたが、本年は仕事と子育て等の両立支援を一層進めるため、3歳に満たない子を養育する職員に対する時間外勤務の免除や、育児休業制度及び子の看護休暇制度の見直しを行うとともに、短期の介護休暇制度を創設した。

両立支援の推進のためには、職場における上司や同僚の理解・協力、配慮が不可欠であるが、そのためには、管理監督者をはじめ職員一人ひとりが、両立支援の必要性、さらには、制度について十分理解し、活用していくことが重要となる。今後とも、職員それぞれのライフステージに応じ、子育てや介護等に携わりながらも、安心して仕事上の責任を果たし、その能力を最大限に発揮できるような職場風土が醸成される取組が必要である。両立支援の制度が画餅に帰さぬよう、実効性のある取組が行われることを期待する。

## ウ メンタルヘルス対策

組織の活力を最大限に発揮し、能率的で質の高い行政運営を行うためには、個々の職員が心身ともに健康であることが前提となることはいうまでもない。

しかしながら、社会情勢が大きく変化し、職務内容が複雑化・高度化する中で、近年、公務、民間企業を問わず、全国的にメンタルヘルスに問題を抱えるケースが増加傾向にあり、メンタルヘルス不調による長期療養になると、職員個人はもとより職場への影響も大きいものがある。

本市職員の平成19年度以降の長期療養者の状況を見ると、メンタルヘルスの不調を原因としたものが約55%を占めており、この間、様々な対策を講じているもののここ数年間高止まりしている状況にある。とりわけ、40代男性が他に比して高率で患していることが大きな特徴としてあげられる。

また、職員保健相談室に寄せられる相談として、仕事や人間関係等、職場に起因するものが半数以上を占めている点にも留意すべきである。

仕事の量・内容や異動に伴う不適應によるメンタルヘルス不調者に対しては、総実勤務時間・時間外勤務の縮減、業務の整理・見直し・削減、適切な人員配置等、職場の管理監督者がリーダーシップを発揮して対策を講じることが重要である。また、メンタルヘルス不調の予防のための職員本人のセルフケアとともに、職場のラインによるケアを行うことで早期発見・早期対応が可能となるため、管理監督者には職場環境及び部下への一層の気配りが求められるところであり、さらに職場全体で助け合いの意識を醸成し、共有することが肝要である。

本市においては、平成20年度から3か年計画として、「川崎市職員メンタルヘルス対策第2次実行計画」を策定し、快適な職場環境づくり、メンタルヘルス不調者の早期発見・早期対応、長期療養者の安全で円滑な職場復帰等を主眼として、各階層別研修や組織整備等の取組を進めているところである。

中でも平成18年7月からの試行を経て、平成20年度から本格実施となったリワーク研修センターは、メンタルヘルス不調による長期療養者に対し、復職への有効なステップと位置付けられる職場でのリハビリテーションを行う組織で、平成20年度からこれまでに計35人が利用している。センター利用者については円滑な職場復帰や再発率の低下など、一定の成果をあげているところであり、今後もメンタルヘルス不調者の職場復帰のプロセス

として活用していくことが有効である。

任命権者においては、引き続き、「川崎市職員メンタルヘルス対策第2次実行計画」の実施状況・取組内容の評価や新たな課題への対応等のフォローを行い、産業医・保健相談員との連携、階層別研修の充実、セルフケアの啓発など、様々な方策を講じて、職員のメンタルヘルスの維持・向上に引き続き取り組まれない。

### (3) 高齢期の雇用の在り方

公務員の高齢期雇用に関して、人事院は昨年来、定年年齢を段階的に65歳まで引き上げることが適当であるとしてきたところであるが、本年の勧告において、その制度見直しの骨格として、平成25年度から3年に1歳ずつ段階的に定年を引き上げること、一定の範囲の管理職への役職定年制を導入すること、また、60歳台の給与を相当程度引き下げることと併せて50歳台の給与の在り方についても必要な見直しを検討することなどを示したところであり、本年中には、具体的な立法措置に向けた意見の申出を行うとしている。

本市においては、現在、定年退職後の雇用については再任用制度を活用しているところであるが、職員構成や昇任状況など人事管理における本市の実情を踏まえつつ、今後、国や他都市の動向を注視しながら、高齢期雇用の在り方について具体的な検討を行う必要がある。

### (4) 市民からの信頼確保

昨今の公務員に対する市民の目は、いまだかつてないほど厳しいものとなっている。

公務とは、公平かつ公正に執行されることが大前提であり、それに従事する公務員には、高い倫理観と厳正な服務規律が求められ、特に、基礎的自治体である市役所は行政サービスの最前線であり、顧客である市民からの信頼

無くして市政は成り立たない。

職員にあっては、市民からの信頼は、たった一人の小さな慢心や過ちによって、一瞬にして無に帰してしまうということを常に意識して、日々の仕事に取り組んでもらいたい。

また、任命権者においては、従来から公務運営の適正な推進に向け服務研修の実施等を行っているところであるが、今後とも公務員倫理の確保に向けて、更に努力をしていただきたい。

川崎市の行政に携わるすべての関係者は、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」との憲法第15条第2項の条文を胸に、市民の期待にこたえ信頼される公平・公正な職務の遂行に誇りを持って精励することを切望するものである。

## 8 おわりに

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するため、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本とし、国や他都市の職員の給与等も考慮して決定する方式として定着している。

職員の給与を人事委員会の勧告により決定する仕組みは、市民からの支持を得られる給与水準を保障するとともに、公務における労使関係の安定及び人材の確保等による公務の公正かつ能率的な運営に寄与するものである。

本年の勧告は、民間給与との較差を解消するための月例給の引下げ及び期末・勤勉手当の引下げを行うこととする内容となった。

本委員会は、今後とも地域民間給与を的確に反映させた勧告を行い、中立的・専門的な第三者機関としての役割を適切に果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、給与勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

# 勸 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第 1 に述べた報告に基づき、次の措置をとられるよう勧告する。

## 1 給料表

給料表（医療職給料表(1)を除く。）については、別記第 1 のとおり改定すること。

## 2 保障する給料月額

保障する給料月額（医療職給料表(1)を除く。）については、別記第 2 のとおり改定すること。

## 3 諸手当

期末・勤勉手当については、別紙第 1 で述べた事項を考慮して、国及び他都市の動向を勘案して引下げ改定を行うこと。

## 4 改定の実施時期等

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。

なお、本年12月の期末手当の額において、本年 4 月からこの改定の実施日の前日までの期間に係る職員の給与と民間給与との較差を解消させるため、所要の調整措置を講ずること。

## 別記第1

## 行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,700	152,600	231,400	262,200	312,200	352,500	385,700	424,800
	2	138,800	154,500	233,400	264,400	314,600	355,100	388,500	428,100
	3	139,900	156,400	235,400	266,600	317,000	357,700	391,300	431,400
	4	141,000	158,300	237,400	268,800	319,400	360,300	394,100	434,700
	5	141,900	160,000	239,200	271,100	321,900	363,000	397,000	437,800
	6	143,200	162,000	241,200	273,400	324,300	365,700	399,800	441,100
	7	144,500	164,000	243,200	275,700	326,700	368,400	402,600	444,400
	8	145,800	166,000	245,200	278,000	329,100	371,100	405,400	447,700
	9	146,900	167,800	247,200	280,100	331,600	373,700	408,300	450,800
	10	148,300	169,800	249,300	282,400	334,000	376,500	411,200	454,100
	11	149,700	171,800	251,400	284,700	336,400	379,300	414,100	457,400
	12	151,100	173,800	253,500	287,000	338,800	382,100	417,000	460,700
	13	152,600	175,600	255,600	289,100	341,300	384,700	419,700	463,800
	14	154,500	177,600	257,800	291,300	343,800	387,400	422,500	467,100
	15	156,400	179,600	260,000	293,500	346,300	390,100	425,300	470,400
	16	158,300	181,600	262,200	295,700	348,800	392,800	428,100	473,700
	17	160,000	183,400	264,500	298,000	351,100	395,600	431,000	476,800
	18	162,000	185,400	266,800	300,200	353,600	398,200	433,800	480,100
	19	164,000	187,400	269,100	302,400	356,100	400,800	436,600	483,400
	20	166,000	189,400	271,400	304,600	358,600	403,400	439,400	486,700
	21	167,800	191,200	273,500	306,900	360,900	406,100	442,100	489,800
	22	169,800	193,200	275,700	309,100	363,400	408,600	444,800	493,100
	23	171,800	195,200	277,900	311,300	365,900	411,100	447,500	496,400
	24	173,800	197,200	280,100	313,500	368,400	413,600	450,200	499,700
	25	175,600	199,000	282,400	315,600	370,800	416,200	452,800	502,800
	26	177,600	201,000	284,600	317,800	373,200	418,600	455,400	505,900
	27	179,600	203,000	286,800	320,000	375,600	421,000	458,000	509,000
	28	181,600	205,000	289,000	322,200	378,000	423,400	460,600	512,100
	29	183,400	206,800	291,300	324,200	380,300	425,800	463,000	515,200
	30	185,400	208,800	293,400	326,400	382,600	427,900	465,300	517,000
	31	187,400	210,800	295,500	328,600	384,900	430,000	467,600	518,800
	32	189,400	212,800	297,600	330,800	387,200	432,100	469,900	520,600
	33	191,200	214,600	299,700	332,800	389,600	434,200	472,200	522,500
	34	193,200	216,600	301,800	335,000	391,700	435,600	473,900	524,300
	35	195,200	218,600	303,900	337,200	393,800	437,000	475,600	526,100
	36	197,200	220,600	306,000	339,400	395,900	438,400	477,300	527,900
	37	199,000	222,400	308,000	341,400	397,900	439,700	478,800	529,800
	38	201,000	224,400	310,100	343,500	399,700	440,700	480,200	531,000
	39	203,000	226,400	312,200	345,600	401,500	441,700	481,600	532,200
	40	205,000	228,400	314,300	347,700	403,300	442,700	483,000	533,400
	41	206,800	230,200	316,200	349,900	405,200	443,800	484,300	534,600
	42	208,800	232,200	318,200	352,000	406,600	444,700	485,200	535,500
	43	210,800	234,200	320,200	354,100	408,000	445,600	486,100	536,400
	44	212,800	236,200	322,200	356,200	409,400	446,500	487,000	537,300
	45	214,600	238,000	324,300	358,300	410,600	447,200	487,700	538,200
	46	216,600	240,000	326,300	360,400	411,600	448,000	488,500	539,100
	47	218,600	242,000	328,300	362,500	412,600	448,800	489,300	540,000
	48	220,600	244,000	330,300	364,600	413,600	449,600	490,100	540,900

	49	222,400	246,000	332,300	366,500	414,700	450,200	490,900	541,800
	50	223,600	248,100	334,100	368,100	415,500	451,000	491,700	542,700
	51	224,800	250,200	335,900	369,700	416,300	451,800	492,500	543,600
	52	226,000	252,300	337,700	371,300	417,100	452,600	493,300	544,500
	53	227,100	254,200	339,300	372,900	417,800	453,200	494,100	545,400
	54	228,200	256,200	340,800	374,300	418,500	454,000	494,900	546,300
	55	229,300	258,200	342,300	375,700	419,200	454,800	495,700	547,200
	56	230,400	260,200	343,800	377,100	419,900	455,600	496,500	548,100
	57	231,500	262,300	345,300	378,300	420,600	456,200	497,300	549,000
	58	232,500	264,300	346,800	379,300	421,300	456,900	498,100	549,900
	59	233,500	266,300	348,300	380,300	422,000	457,600	498,900	550,800
	60	234,500	268,300	349,800	381,300	422,700	458,300	499,700	551,700
	61	235,600	270,200	351,200	382,100	423,200	459,100	500,500	552,600
	62	236,600	272,200	352,400	383,000	423,900	459,800	501,300	553,500
	63	237,600	274,200	353,600	383,900	424,600	460,500	502,100	554,400
	64	238,600	276,200	354,800	384,800	425,300	461,200	502,900	555,300
	65	239,400	278,000	356,100	385,600	425,800	462,000	503,700	556,200
	66	240,300	279,900	357,100	386,300	426,500	462,700	504,500	557,100
	67	241,200	281,800	358,100	387,000	427,200	463,400	505,300	558,000
	68	242,100	283,700	359,100	387,700	427,900	464,100	506,100	558,900
	69	242,800	285,700	359,900	388,200	428,400	464,900	506,900	559,800
	70	243,400	287,600	360,800	388,900	429,100	465,600	507,700	560,700
	71	244,000	289,500	361,700	389,600	429,800	466,300	508,500	561,600
	72	244,600	291,400	362,600	390,300	430,500	467,000	509,300	562,500
再任用職員以外の職員	73	245,300	293,400	363,300	390,800	431,000	467,800	510,100	563,400
	74	245,800	295,300	364,000	391,400	431,700	468,500	510,900	
	75	246,300	297,200	364,700	392,000	432,400	469,200	511,700	
	76	246,800	299,100	365,400	392,600	433,100	469,900	512,500	
	77	247,300	300,900	365,900	393,300	433,600	470,700	513,300	
	78		302,700	366,500	393,900	434,300	471,400		
	79		304,500	367,100	394,500	435,000	472,100		
	80		306,300	367,700	395,100	435,700	472,800		
	81		307,900	368,400	395,700	436,200	473,600		
	82		309,600	369,000	396,200	436,900	474,300		
	83		311,300	369,600	396,700	437,600	475,000		
	84		313,000	370,200	397,200	438,300	475,700		
	85		314,600	370,600	397,800	438,800	476,500		
86		316,000	371,200	398,300	439,500				
87		317,400	371,800	398,800	440,200				
88		318,800	372,400	399,300	440,900				
89		320,000	372,800	399,800	441,400				
90		321,100	373,300	400,300	442,100				
91		322,200	373,800	400,800	442,800				
92		323,300	374,300	401,300	443,500				
93		324,400	374,600	401,800	444,000				
94		325,300	375,100	402,300	444,700				
95		326,200	375,600	402,800	445,400				
96		327,100	376,100	403,300	446,100				
97		327,900	376,400	403,800	446,600				
98		328,600	376,800	404,300	447,300				
99		329,300	377,200	404,800	448,000				
100		330,000	377,600	405,300	448,700				
101		330,500	378,100	405,800	449,200				
102		331,200	378,500	406,300	449,900				
103		331,900	378,900	406,800	450,600				
104		332,600	379,300	407,300	451,300				

	105		333,100	379,800	407,800	451,800			
	106		333,800	380,200	408,300				
	107		334,500	380,600	408,800				
	108		335,200	381,000	409,300				
	109		335,700	381,500	409,800				
	110		336,300	381,900	410,300				
	111		336,900	382,300	410,800				
	112		337,500	382,700	411,300				
	113		338,200	383,200	411,800				
	114		338,800	383,600	412,300				
	115		339,400	384,000	412,800				
	116		340,000	384,400	413,300				
	117		340,400	384,900	413,800				
	118			385,300	414,300				
	119			385,700	414,800				
	120			386,100	415,300				
	121			386,600	415,800				
	122			387,000	416,300				
	123			387,400	416,800				
	124			387,800	417,300				
	125			388,300	417,800				
	126			388,700	418,300				
	127			389,100	418,800				
	128			389,500	419,300				
	129			390,000	419,800				
	130			390,400	420,300				
	131			390,800	420,800				
	132			391,200	421,300				
	133			391,700	421,800				
	134			392,100	422,300				
	135			392,500	422,800				
	136			392,900	423,300				
	137			393,400	423,800				
	138			393,800					
	139			394,200					
	140			394,600					
	141			395,100					
	142			395,500					
	143			395,900					
	144			396,300					
	145			396,800					
	146			397,200					
	147			397,600					
	148			398,000					
	149			398,500					
再任用職員		176,100	216,100	238,300	244,400	278,400	306,400	387,700	426,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第18条に規定する職員を除く。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	137,700	152,600	231,400	262,200	312,200	352,500	385,700
	2	138,800	154,500	233,400	264,400	314,600	355,100	388,500
	3	139,900	156,400	235,400	266,600	317,000	357,700	391,300
	4	141,000	158,300	237,400	268,800	319,400	360,300	394,100
	5	141,900	160,000	239,200	271,100	321,900	363,000	397,000
	6	143,200	162,000	241,200	273,400	324,300	365,700	399,800
	7	144,500	164,000	243,200	275,700	326,700	368,400	402,600
	8	145,800	166,000	245,200	278,000	329,100	371,100	405,400
	9	146,900	167,800	247,200	280,100	331,600	373,700	408,300
	10	148,300	169,800	249,300	282,400	334,000	376,500	411,200
	11	149,700	171,800	251,400	284,700	336,400	379,300	414,100
	12	151,100	173,800	253,500	287,000	338,800	382,100	417,000
	13	152,600	175,600	255,600	289,100	341,300	384,700	419,700
	14	154,500	177,600	257,800	291,300	343,800	387,400	422,500
	15	156,400	179,600	260,000	293,500	346,300	390,100	425,300
	16	158,300	181,600	262,200	295,700	348,800	392,800	428,100
	17	160,000	183,400	264,500	298,000	351,100	395,600	431,000
	18	162,000	185,400	266,800	300,200	353,600	398,200	433,800
	19	164,000	187,400	269,100	302,400	356,100	400,800	436,600
	20	166,000	189,400	271,400	304,600	358,600	403,400	439,400
	21	167,800	191,200	273,500	306,900	360,900	406,100	442,100
	22	169,800	193,200	275,700	309,100	363,400	408,600	444,800
	23	171,800	195,200	277,900	311,300	365,900	411,100	447,500
	24	173,800	197,200	280,100	313,500	368,400	413,600	450,200
	25	175,600	199,000	282,400	315,600	370,800	416,200	452,800
	26	177,600	201,000	284,600	317,800	373,200	418,600	455,400
	27	179,600	203,000	286,800	320,000	375,600	421,000	458,000
	28	181,600	205,000	289,000	322,200	378,000	423,400	460,600
	29	183,400	206,800	291,300	324,200	380,300	425,800	463,000
	30	185,400	208,800	293,400	326,400	382,600	427,900	465,300
	31	187,400	210,800	295,500	328,600	384,900	430,000	467,600
	32	189,400	212,800	297,600	330,800	387,200	432,100	469,900
	33	191,200	214,600	299,700	332,800	389,600	434,200	472,200
	34	193,200	216,600	301,800	335,000	391,700	435,600	473,900
	35	195,200	218,600	303,900	337,200	393,800	437,000	475,600
	36	197,200	220,600	306,000	339,400	395,900	438,400	477,300
	37	199,000	222,400	308,000	341,400	397,900	439,700	478,800
	38	201,000	224,400	310,100	343,500	399,700	440,700	480,200
	39	203,000	226,400	312,200	345,600	401,500	441,700	481,600
	40	205,000	228,400	314,300	347,700	403,300	442,700	483,000
	41	206,800	230,200	316,200	349,900	405,200	443,800	484,300
	42	208,800	232,200	318,200	352,000	406,600	444,700	485,200
	43	210,800	234,200	320,200	354,100	408,000	445,600	486,100
	44	212,800	236,200	322,200	356,200	409,400	446,500	487,000
	45	214,600	238,000	324,300	358,300	410,600	447,200	487,700
	46	216,600	240,000	326,300	360,400	411,600	448,000	488,500
	47	218,600	242,000	328,300	362,500	412,600	448,800	489,300
	48	220,600	244,000	330,300	364,600	413,600	449,600	490,100

	49	222,400	246,000	332,300	366,500	414,700	450,200	490,900
	50	224,400	248,100	334,100	368,100	415,500	451,000	491,700
	51	226,400	250,200	335,900	369,700	416,300	451,800	492,500
	52	228,400	252,300	337,700	371,300	417,100	452,600	493,300
	53	230,200	254,200	339,300	372,900	417,800	453,200	494,100
	54	232,200	256,200	340,800	374,300	418,500	454,000	494,900
	55	234,200	258,200	342,300	375,700	419,200	454,800	495,700
	56	236,200	260,200	343,800	377,100	419,900	455,600	496,500
	57	238,000	262,300	345,300	378,300	420,600	456,200	497,300
	58	240,000	264,300	346,800	379,300	421,300	456,900	498,100
	59	242,000	266,300	348,300	380,300	422,000	457,600	498,900
	60	244,000	268,300	349,800	381,300	422,700	458,300	499,700
	61	246,000	270,200	351,200	382,100	423,200	459,100	500,500
	62	248,100	272,200	352,400	383,000	423,900	459,800	501,300
	63	250,200	274,200	353,600	383,900	424,600	460,500	502,100
	64	252,300	276,200	354,800	384,800	425,300	461,200	502,900
	65	254,200	278,000	356,100	385,600	425,800	462,000	503,700
	66	256,200	279,900	357,100	386,300	426,500	462,700	504,500
	67	258,200	281,800	358,100	387,000	427,200	463,400	505,300
	68	260,200	283,700	359,100	387,700	427,900	464,100	506,100
	69	262,300	285,700	359,900	388,200	428,400	464,900	506,900
	70	264,300	287,600	360,800	388,900	429,100	465,600	507,700
	71	266,300	289,500	361,700	389,600	429,800	466,300	508,500
	72	268,300	291,400	362,600	390,300	430,500	467,000	509,300
再任用職員以外の職員	73	270,200	293,400	363,300	390,800	431,000	467,800	510,100
	74	272,200	295,300	364,000	391,400	431,700	468,500	510,900
	75	274,200	297,200	364,700	392,000	432,400	469,200	511,700
	76	276,200	299,100	365,400	392,600	433,100	469,900	512,500
	77	278,000	300,900	365,900	393,300	433,600	470,700	513,300
	78		302,700	366,500	393,900	434,300	471,400	
	79		304,500	367,100	394,500	435,000	472,100	
	80		306,300	367,700	395,100	435,700	472,800	
	81		307,900	368,400	395,700	436,200	473,600	
	82		309,600	369,000	396,200	436,900	474,300	
	83		311,300	369,600	396,700	437,600	475,000	
	84		313,000	370,200	397,200	438,300	475,700	
	85		314,600	370,600	397,800	438,800	476,500	
86		316,000	371,200	398,300	439,500			
87		317,400	371,800	398,800	440,200			
88		318,800	372,400	399,300	440,900			
89		320,000	372,800	399,800	441,400			
90		321,100	373,300	400,300	442,100			
91		322,200	373,800	400,800	442,800			
92		323,300	374,300	401,300	443,500			
93		324,400	374,600	401,800	444,000			
94		325,300	375,100	402,300	444,700			
95		326,200	375,600	402,800	445,400			
96		327,100	376,100	403,300	446,100			
97		327,900	376,400	403,800	446,600			
98		328,600	376,800	404,300	447,300			
99		329,300	377,200	404,800	448,000			
100		330,000	377,600	405,300	448,700			
101		330,500	378,100	405,800	449,200			
102		331,200	378,500	406,300	449,900			
103		331,900	378,900	406,800	450,600			
104		332,600	379,300	407,300	451,300			

	105		333,100	379,800	407,800	451,800		
	106		333,800	380,200	408,300			
	107		334,500	380,600	408,800			
	108		335,200	381,000	409,300			
	109		335,700	381,500	409,800			
	110		336,300	381,900	410,300			
	111		336,900	382,300	410,800			
	112		337,500	382,700	411,300			
	113		338,200	383,200	411,800			
	114		338,800	383,600	412,300			
	115		339,400	384,000	412,800			
	116		340,000	384,400	413,300			
	117		340,400	384,900	413,800			
	118			385,300	414,300			
	119			385,700	414,800			
	120			386,100	415,300			
	121			386,600	415,800			
	122			387,000	416,300			
	123			387,400	416,800			
	124			387,800	417,300			
	125			388,300	417,800			
	126			388,700	418,300			
	127			389,100	418,800			
	128			389,500	419,300			
	129			390,000	419,800			
	130			390,400	420,300			
	131			390,800	420,800			
	132			391,200	421,300			
	133			391,700	421,800			
	134			392,100	422,300			
	135			392,500	422,800			
	136			392,900	423,300			
	137			393,400	423,800			
	138			393,800				
	139			394,200				
	140			394,600				
	141			395,100				
	142			395,500				
	143			395,900				
	144			396,300				
	145			396,800				
	146			397,200				
	147			397,600				
	148			398,000				
	149			398,500				
再任用職員		176,100	216,100	238,300	244,400	278,400	306,400	387,700

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用する。

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	203,100 円	260,800 円	299,400 円	359,200 円
	2	205,300	263,800	302,900	362,100
	3	207,500	266,800	306,400	365,000
	4	209,700	269,800	309,900	367,900
	5	211,800	272,800	313,300	370,600
	6	214,000	275,700	316,800	373,300
	7	216,200	278,600	320,300	376,000
	8	218,400	281,500	323,800	378,700
	9	220,700	284,300	327,200	381,200
	10	223,100	287,100	330,700	383,800
	11	225,500	289,900	334,200	386,400
	12	227,900	292,700	337,700	389,000
	13	230,100	295,300	341,200	391,600
	14	232,500	298,000	344,100	394,200
	15	234,900	300,700	347,000	396,800
	16	237,300	303,400	349,900	399,400
	17	239,600	306,200	352,600	402,000
	18	242,100	308,900	355,300	404,600
	19	244,600	311,600	358,000	407,200
	20	247,100	314,300	360,700	409,800
	21	249,600	317,100	363,200	412,400
	22	252,300	319,800	365,500	415,000
	23	255,000	322,500	367,800	417,600
	24	257,700	325,200	370,100	420,200
	25	260,400	328,000	372,300	422,800
	26	263,100	330,600	374,600	425,400
	27	265,800	333,200	376,900	428,000
	28	268,500	335,800	379,200	430,600
	29	271,100	338,300	381,300	433,200
	30	273,700	340,600	383,400	435,800
	31	276,300	342,900	385,500	438,400
	32	278,900	345,200	387,600	441,000
	33	281,400	347,300	389,600	443,600
	34	283,800	349,600	391,500	446,200
	35	286,200	351,900	393,400	448,800
	36	288,600	354,200	395,300	451,400
	37	290,900	356,300	397,000	454,000
	38	293,100	358,400	398,800	456,600
	39	295,300	360,500	400,600	459,200
	40	297,500	362,600	402,400	461,800
	41	299,600	364,500	404,200	464,400
	42	301,300	366,400	405,900	467,000
	43	303,000	368,300	407,600	469,600
	44	304,700	370,200	409,300	472,200
	45	306,300	371,900	410,900	474,700
	46	307,800	373,700	412,500	477,300
	47	309,300	375,500	414,100	479,900
	48	310,800	377,300	415,700	482,500

	49	312,400	379,100	417,300	484,900
	50	313,600	380,800	418,900	487,400
	51	314,800	382,500	420,500	489,900
	52	316,000	384,200	422,100	492,400
	53	317,000	385,800	423,600	494,900
	54	318,100	387,400	425,000	496,900
	55	319,200	389,000	426,400	498,900
	56	320,300	390,600	427,800	500,900
	57	321,400	392,200	429,200	503,000
	58	322,500	393,800	430,500	504,900
	59	323,600	395,400	431,800	506,800
	60	324,700	397,000	433,100	508,700
	61	325,700	398,400	434,200	510,700
	62	326,800	399,800	435,300	512,600
再任 用職 員以 外の 職員	63	327,900	401,200	436,400	514,500
	64	329,000	402,600	437,500	516,400
	65	330,000	403,900	438,700	518,300
	66	331,100	405,200	439,800	520,000
	67	332,200	406,500	440,900	521,700
	68	333,300	407,800	442,000	523,400
	69	334,200	408,900	443,000	525,100
	70	335,300	410,000	444,100	526,600
	71	336,400	411,100	445,200	528,100
	72	337,500	412,200	446,300	529,600
	73	338,400	413,400	447,300	531,200
	74	339,400	414,400	448,400	532,500
	75	340,400	415,400	449,500	533,800
	76	341,400	416,400	450,600	535,100
	77	342,300	417,300	451,500	536,400
	78	343,300	418,100	452,500	537,600
79	344,300	418,900	453,500	538,800	
80	345,300	419,700	454,500	540,000	
81	346,200	420,300	455,500	541,200	
82	347,200	421,000	456,200	542,100	
83	348,200	421,700	456,900	543,000	
84	349,200	422,400	457,600	543,900	
85	350,100	423,200	458,200	544,800	
86	351,000	423,800	458,900	545,700	
87	351,900	424,400	459,600	546,600	
88	352,800	425,000	460,300	547,500	
89	353,800	425,500	460,800	548,400	
90	354,500	426,100	461,500	549,300	
91	355,200	426,700	462,200	550,200	
92	355,900	427,300	462,900	551,100	
93	356,700	427,700	463,400	552,000	
94	357,400	428,200	464,100	552,900	
95	358,100	428,700	464,800	553,800	
96	358,800	429,200	465,500	554,700	
97	359,400	429,800	466,000	555,600	
98	360,100	430,300	466,700	556,500	
99	360,800	430,800	467,400	557,400	
100	361,500	431,300	468,100	558,300	
101	362,100	431,900	468,600	559,200	
102	362,800	432,400	469,300	560,100	
103	363,500	432,900	470,000	561,000	
104	364,200	433,400	470,700	561,900	

105	364,800	434,000	471,200	562,800
106	365,400	434,500	471,900	563,700
107	366,000	435,000	472,600	564,600
108	366,600	435,500	473,300	565,500
109	367,100	436,100	473,800	566,400
110	367,700	436,600		
111	368,300	437,100		
112	368,900	437,600		
113	369,300	438,200		
114	369,800			
115	370,300			
116	370,800			
117	371,300			
118	371,800			
119	372,300			
120	372,800			
121	373,300			
122	373,800			
123	374,300			
124	374,800			
125	375,300			
126	375,800			
127	376,300			
128	376,800			
129	377,300			
再任用職員	279,700	292,700	318,100	391,100

備考 この表は、看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。

高等学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	148,300	182,900	289,200	330,500	419,300
	2	149,700	184,900	292,200	332,900	421,400
	3	151,100	186,900	295,200	335,300	423,500
	4	152,500	188,900	298,200	337,700	425,600
	5	153,800	190,800	301,200	340,000	427,700
	6	155,400	192,800	304,200	342,400	429,800
	7	157,000	194,800	307,200	344,800	431,900
	8	158,600	196,800	310,200	347,200	434,000
	9	160,100	198,800	313,200	349,400	436,100
	10	161,800	200,800	316,200	351,700	438,200
	11	163,500	202,800	319,200	354,000	440,300
	12	165,200	204,800	322,200	356,300	442,400
	13	166,800	206,900	325,200	358,600	444,500
	14	168,700	209,000	327,600	360,900	446,500
	15	170,600	211,100	330,000	363,200	448,500
	16	172,500	213,200	332,400	365,500	450,500
	17	174,500	215,300	334,700	367,600	452,500
	18	176,500	218,100	337,000	369,800	454,500
	19	178,500	220,900	339,300	372,000	456,500
	20	180,500	223,700	341,600	374,200	458,500
	21	182,300	226,600	343,900	376,400	460,300
	22	184,300	229,400	346,200	378,600	462,200
	23	186,300	232,200	348,500	380,800	464,100
	24	188,300	235,000	350,800	383,000	466,000
	25	190,200	237,900	352,900	385,000	467,800
	26	192,200	240,700	355,100	387,100	469,600
	27	194,200	243,500	357,300	389,200	471,400
	28	196,200	246,300	359,500	391,300	473,200
	29	198,100	249,200	361,700	393,400	475,000
	30	200,100	252,000	363,800	395,500	476,700
	31	202,100	254,800	365,900	397,600	478,400
	32	204,100	257,600	368,000	399,700	480,100
	33	206,000	260,500	370,200	401,700	481,700
	34	208,000	263,400	372,300	403,800	483,300
	35	210,000	266,300	374,400	405,900	484,900
	36	212,000	269,200	376,500	408,000	486,500
	37	213,900	271,900	378,500	409,900	488,000
	38	215,900	274,900	380,600	411,700	489,400
	39	217,900	277,900	382,700	413,500	490,800
	40	219,900	280,900	384,800	415,300	492,200
	41	221,800	283,900	386,700	417,200	493,600
	42	223,800	286,900	388,600	418,900	494,700
	43	225,800	289,900	390,500	420,600	495,800
	44	227,800	292,900	392,400	422,300	496,900
	45	229,700	295,900	394,100	423,900	498,100
	46	231,600	298,900	395,900	425,600	499,100
	47	233,500	301,900	397,700	427,300	500,100
	48	235,400	304,900	399,500	429,000	501,100

	49	237,100	307,900	401,300	430,500	501,900
	50	238,900	310,900	403,000	432,100	502,800
	51	240,700	313,900	404,700	433,700	503,700
	52	242,500	316,900	406,400	435,300	504,600
	53	244,200	319,800	407,900	437,000	505,600
	54	246,000	322,200	409,500	438,600	506,500
	55	247,800	324,600	411,100	440,200	507,400
	56	249,600	327,000	412,700	441,800	508,300
	57	251,200	329,300	414,100	443,500	509,300
	58	253,000	331,600	415,600	445,100	
	59	254,800	333,900	417,100	446,700	
	60	256,600	336,200	418,600	448,300	
	61	258,200	338,300	420,100	450,000	
	62	259,900	340,500	421,500	451,600	
	63	261,600	342,700	422,900	453,200	
	64	263,300	344,900	424,300	454,800	
	65	265,100	347,100	425,500	456,400	
	66	266,800	349,300	426,800	458,000	
	67	268,500	351,500	428,100	459,600	
	68	270,200	353,700	429,400	461,200	
	69	272,000	355,800	430,800	462,800	
	70	273,500	357,900	432,100	464,300	
	71	275,000	360,000	433,400	465,800	
	72	276,500	362,100	434,700	467,300	
	73	277,800	364,200	436,000	468,800	
	74	279,200	366,200	437,200	470,200	
	75	280,600	368,200	438,400	471,600	
	76	282,000	370,200	439,600	473,000	
	77	283,300	372,300	440,900	474,200	
	78	284,600	374,300	442,100	475,100	
	79	285,900	376,300	443,300	476,000	
	80	287,200	378,300	444,500	476,900	
再任 用職 員以 外の 職員	81	288,600	380,300	445,800	477,800	
	82	289,900	382,000	447,000	478,700	
	83	291,200	383,700	448,200	479,600	
	84	292,500	385,400	449,400	480,500	
	85	293,700	386,900	450,400	481,400	
	86	294,900	388,400	451,400		
	87	296,100	389,900	452,400		
	88	297,300	391,400	453,400		
	89	298,300	392,900	454,500		
	90	299,300	394,400	455,300		
91	300,300	395,900	456,100			
92	301,300	397,400	456,900			
93	302,400	398,900	457,600			
94	303,400	400,300	458,400			
95	304,400	401,700	459,200			
96	305,400	403,100	460,000			
97	306,200	404,600	460,600			
98	307,200	405,900	461,300			
99	308,200	407,200	462,000			
100	309,200	408,500	462,700			
101	310,000	409,900	463,500			
102	310,900	411,000	464,200			
103	311,800	412,100	464,900			
104	312,700	413,200	465,600			

105	313,700	414,200	466,400
106	314,300	415,300	467,100
107	314,900	416,400	467,800
108	315,500	417,500	468,500
109	316,200	418,400	469,200
110	316,700	419,300	
111	317,200	420,200	
112	317,700	421,100	
113	318,300	422,100	
114	318,800	422,900	
115	319,300	423,700	
116	319,800	424,500	
117	320,400	425,400	
118	320,900	426,200	
119	321,400	427,000	
120	321,900	427,800	
121	322,400	428,600	
122	322,800	429,400	
123	323,200	430,200	
124	323,600	431,000	
125	323,900	431,800	
126	324,300	432,500	
127	324,700	433,200	
128	325,100	433,900	
129	325,400	434,600	
130		435,300	
131		436,000	
132		436,700	
133		437,200	
134		437,800	
135		438,400	
136		439,000	
137		439,600	
138		440,200	
139		440,800	
140		441,400	
141		441,800	
142		442,300	
143		442,800	
144		443,300	
145		443,800	
146		444,300	
147		444,800	
148		445,300	
149		445,700	
150		446,200	
151		446,700	
152		447,200	
153		447,600	
154		448,100	
155		448,600	
156		449,100	
157		449,500	
158		450,000	
159		450,500	
160		451,000	

	161		451,400			
	162		451,900			
	163		452,400			
	164		452,900			
	165		453,300			
再任用職員		232,700	277,800	308,000	338,000	410,000

- 備考 1 この表は、高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、この表の額に8,900円を加算した額とする。

消 防 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	152,600	199,500	231,400	262,200	312,200	352,500	385,700	424,800
	2	154,500	201,500	233,400	264,400	314,600	355,100	388,500	428,100
	3	156,400	203,500	235,400	266,600	317,000	357,700	391,300	431,400
	4	158,300	205,500	237,400	268,800	319,400	360,300	394,100	434,700
	5	160,000	207,300	239,200	271,100	321,900	363,000	397,000	437,800
	6	162,000	209,300	241,200	273,400	324,300	365,700	399,800	441,100
	7	164,000	211,300	243,200	275,700	326,700	368,400	402,600	444,400
	8	166,000	213,300	245,200	278,000	329,100	371,100	405,400	447,700
	9	167,800	215,100	247,200	280,100	331,600	373,700	408,300	450,800
	10	169,800	217,100	249,300	282,400	334,000	376,500	411,200	454,100
	11	171,800	219,100	251,400	284,700	336,400	379,300	414,100	457,400
	12	173,800	221,100	253,500	287,000	338,800	382,100	417,000	460,700
	13	175,600	223,000	255,600	289,100	341,300	384,700	419,700	463,800
	14	177,600	225,000	257,800	291,300	343,800	387,400	422,500	467,100
	15	179,600	227,000	260,000	293,500	346,300	390,100	425,300	470,400
	16	181,600	229,000	262,200	295,700	348,800	392,800	428,100	473,700
	17	183,400	231,100	264,500	298,000	351,100	395,600	431,000	476,800
	18	185,400	233,200	266,800	300,200	353,600	398,200	433,800	480,100
	19	187,400	235,300	269,100	302,400	356,100	400,800	436,600	483,400
	20	189,400	237,400	271,400	304,600	358,600	403,400	439,400	486,700
	21	191,200	239,300	273,500	306,900	360,900	406,100	442,100	489,800
	22	193,200	241,400	275,700	309,100	363,400	408,600	444,800	493,100
	23	195,200	243,500	277,900	311,300	365,900	411,100	447,500	496,400
	24	197,200	245,600	280,100	313,500	368,400	413,600	450,200	499,700
	25	199,000	247,800	282,400	315,600	370,800	416,200	452,800	502,800
	26	201,000	249,900	284,600	317,800	373,200	418,600	455,400	505,900
	27	203,000	252,000	286,800	320,000	375,600	421,000	458,000	509,000
	28	205,000	254,100	289,000	322,200	378,000	423,400	460,600	512,100
	29	206,800	256,100	291,300	324,200	380,300	425,800	463,000	515,200
	30	208,800	258,200	293,400	326,400	382,600	427,900	465,300	517,000
	31	210,800	260,300	295,500	328,600	384,900	430,000	467,600	518,800
	32	212,800	262,400	297,600	330,800	387,200	432,100	469,900	520,600
	33	214,600	264,400	299,700	332,800	389,600	434,200	472,200	522,500
	34	216,600	266,400	301,800	335,000	391,700	435,600	473,900	524,300
	35	218,600	268,400	303,900	337,200	393,800	437,000	475,600	526,100
	36	220,600	270,400	306,000	339,400	395,900	438,400	477,300	527,900
	37	222,400	272,500	308,000	341,400	397,900	439,700	478,800	529,800
	38	224,400	274,500	310,100	343,500	399,700	440,700	480,200	531,000
	39	226,400	276,500	312,200	345,600	401,500	441,700	481,600	532,200
	40	228,400	278,500	314,300	347,700	403,300	442,700	483,000	533,400
	41	230,200	280,600	316,200	349,900	405,200	443,800	484,300	534,600
	42	232,200	282,600	318,200	352,000	406,600	444,700	485,200	535,500
	43	234,200	284,600	320,200	354,100	408,000	445,600	486,100	536,400
	44	236,200	286,600	322,200	356,200	409,400	446,500	487,000	537,300
	45	238,000	288,700	324,300	358,300	410,600	447,200	487,700	538,200
	46	240,000	290,700	326,300	360,400	411,600	448,000	488,500	539,100
	47	242,000	292,700	328,300	362,500	412,600	448,800	489,300	540,000
	48	244,000	294,700	330,300	364,600	413,600	449,600	490,100	540,900

	49	246,000	296,700	332,300	366,500	414,700	450,200	490,900	541,800
	50	248,100	298,700	334,100	368,100	415,500	451,000	491,700	542,700
	51	250,200	300,700	335,900	369,700	416,300	451,800	492,500	543,600
	52	252,300	302,700	337,700	371,300	417,100	452,600	493,300	544,500
	53	254,200	304,500	339,300	372,900	417,800	453,200	494,100	545,400
	54	256,200	306,400	340,800	374,300	418,500	454,000	494,900	546,300
	55	258,200	308,300	342,300	375,700	419,200	454,800	495,700	547,200
	56	260,200	310,200	343,800	377,100	419,900	455,600	496,500	548,100
	57	262,300	312,000	345,300	378,300	420,600	456,200	497,300	549,000
	58	264,300	313,800	346,800	379,300	421,300	456,900	498,100	549,900
	59	266,300	315,600	348,300	380,300	422,000	457,600	498,900	550,800
	60	268,300	317,400	349,800	381,300	422,700	458,300	499,700	551,700
	61	270,200	319,000	351,200	382,100	423,200	459,100	500,500	552,600
	62	272,200	320,600	352,400	383,000	423,900	459,800	501,300	553,500
	63	274,200	322,200	353,600	383,900	424,600	460,500	502,100	554,400
	64	276,200	323,800	354,800	384,800	425,300	461,200	502,900	555,300
	65	278,000	325,200	356,100	385,600	425,800	462,000	503,700	556,200
	66	279,900	326,600	357,100	386,300	426,500	462,700	504,500	557,100
	67	281,800	328,000	358,100	387,000	427,200	463,400	505,300	558,000
	68	283,700	329,400	359,100	387,700	427,900	464,100	506,100	558,900
	69	285,700	330,700	359,900	388,200	428,400	464,900	506,900	559,800
	70	287,600	331,900	360,800	388,900	429,100	465,600	507,700	560,700
	71	289,500	333,100	361,700	389,600	429,800	466,300	508,500	561,600
	72	291,400	334,300	362,600	390,300	430,500	467,000	509,300	562,500
再任職員以外の職員	73	293,400	335,400	363,300	390,800	431,000	467,800	510,100	563,400
	74	295,300	336,400	364,000	391,400	431,700	468,500	510,900	
	75	297,200	337,400	364,700	392,000	432,400	469,200	511,700	
	76	299,100	338,400	365,400	392,600	433,100	469,900	512,500	
	77	300,900	339,200	365,900	393,300	433,600	470,700	513,300	
	78	302,700	340,100	366,500	393,900	434,300	471,400		
	79	304,500	341,000	367,100	394,500	435,000	472,100		
	80	306,300	341,900	367,700	395,100	435,700	472,800		
	81	307,900	342,800	368,400	395,700	436,200	473,600		
	82	309,600	343,600	369,000	396,200	436,900	474,300		
	83	311,300	344,400	369,600	396,700	437,600	475,000		
	84	313,000	345,200	370,200	397,200	438,300	475,700		
	85	314,600	346,100	370,600	397,800	438,800	476,500		
86	316,000	346,800	371,200	398,300	439,500				
87	317,400	347,500	371,800	398,800	440,200				
88	318,800	348,200	372,400	399,300	440,900				
89	320,000	348,900	372,800	399,800	441,400				
90	321,100	349,600	373,300	400,300	442,100				
91	322,200	350,300	373,800	400,800	442,800				
92	323,300	351,000	374,300	401,300	443,500				
93	324,400	351,500	374,600	401,800	444,000				
94	325,300	352,100	375,100	402,300	444,700				
95	326,200	352,700	375,600	402,800	445,400				
96	327,100	353,300	376,100	403,300	446,100				
97	327,900	353,800	376,400	403,800	446,600				
98	328,600	354,400	376,800	404,300	447,300				
99	329,300	355,000	377,200	404,800	448,000				
100	330,000	355,600	377,600	405,300	448,700				
101	330,500	356,100	378,100	405,800	449,200				
102	331,200	356,700	378,500	406,300	449,900				
103	331,900	357,300	378,900	406,800	450,600				
104	332,600	357,900	379,300	407,300	451,300				

105	333,100	358,400	379,800	407,800	451,800				
106	333,800	359,000	380,200	408,300					
107	334,500	359,600	380,600	408,800					
108	335,200	360,200	381,000	409,300					
109	335,700	360,700	381,500	409,800					
110	336,300	361,300	381,900	410,300					
111	336,900	361,900	382,300	410,800					
112	337,500	362,500	382,700	411,300					
113	338,200	363,000	383,200	411,800					
114	338,800		383,600	412,300					
115	339,400		384,000	412,800					
116	340,000		384,400	413,300					
117	340,400		384,900	413,800					
118	341,000		385,300	414,300					
119	341,600		385,700	414,800					
120	342,200		386,100	415,300					
121	342,600		386,600	415,800					
122	343,200		387,000	416,300					
123	343,800		387,400	416,800					
124	344,400		387,800	417,300					
125	344,800		388,300	417,800					
126			388,700	418,300					
127			389,100	418,800					
128			389,500	419,300					
129			390,000	419,800					
130			390,400	420,300					
131			390,800	420,800					
132			391,200	421,300					
133			391,700	421,800					
134			392,100	422,300					
135			392,500	422,800					
136			392,900	423,300					
137			393,400	423,800					
138			393,800						
139			394,200						
140			394,600						
141			395,100						
142			395,500						
143			395,900						
144			396,300						
145			396,800						
146			397,200						
147			397,600						
148			398,000						
149			398,500						
再任用職員	216,100	223,200	238,300	244,400	278,400	306,400	387,700	426,200	

備考 この表は、消防長及び消防吏員である職員に適用する。

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000
6	724,000
7	848,000

円

## 別記第2

## 行政職給料表(1)の適用を受ける職員

	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	旧号給								
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	122,900	149,100	221,900	263,600	302,600	325,100	348,300	390,600
	2	126,700	155,000	231,500	273,200	313,700	336,600	360,500	405,400
	3	130,600	162,500	241,200	282,900	325,000	348,300	373,600	420,400
	4	134,600	170,100	250,900	292,600	336,300	360,100	387,200	435,400
	5	138,800	177,900	260,600	302,300	347,700	372,500	400,600	450,100
	6	143,700	185,700	270,200	311,800	359,000	384,900	413,900	464,800
	7	149,100	193,600	279,900	321,500	370,600	397,200	427,200	479,400
	8	155,000	202,100	289,600	331,200	382,400	409,600	440,300	494,100
	9	162,500	211,300	299,200	340,800	394,800	422,000	453,000	508,700
	10	170,100	220,700	308,600	350,300	406,700	434,100	465,500	523,300
	11	177,900	230,100	318,000	359,600	418,000	445,800	477,100	537,100
	12	185,700	239,600	327,500	369,100	429,200	457,000	488,600	545,400
	13	193,600	249,100	336,900	378,600	440,200	466,500	497,800	553,600
	14	202,100	258,500	346,300	387,000	449,800	474,800	504,500	560,300
	15	211,300	267,800	355,500	394,100	456,200	481,300	509,200	564,600
再任用職員以外の職員	16	220,700	277,000	364,800	400,800	460,600	486,100	513,400	568,900
	17	227,100	286,000	374,100	406,400	464,500	489,800	517,400	573,100
	18	233,400	294,800	381,300	411,500	467,900	493,400	521,300	577,300
	19	239,100	303,300	387,600	416,100	471,200	496,900	525,200	
	20	244,500	311,600	392,100	420,100	474,500	500,300	529,000	
	21	249,500	319,700	396,400	424,000	477,800	503,800		
	22	253,500	327,600	399,400	427,200	480,900			
	23	257,100	333,000	402,400	430,200				
	24		337,500	405,300	433,100				
	25		341,900	408,300	436,000				
	26		345,200	411,300	438,800				
	27		348,300	414,200	441,700				
	28		351,100	417,100					
	29		353,800	420,000					
	30		356,400	422,900					
		31			425,800				
	32			428,700					
	33			431,600					
	34			434,500					
	35			437,300					
再任用職員		172,700	214,500	243,400	270,500	312,400	343,900	389,400	438,100

医療職給料表(2)の適用を受ける職員

	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	旧号給							
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	122,900	149,100	221,900	263,600	264,600	325,100	348,300
	2	126,700	155,000	231,500	273,200	273,800	336,600	360,500
	3	130,600	162,500	241,200	282,900	283,200	348,300	373,600
	4	134,600	170,100	250,900	292,600	292,700	360,100	387,200
	5	138,800	177,900	260,600	302,300	302,600	372,500	400,600
	6	143,700	185,700	270,200	311,800	313,700	384,900	413,900
	7	149,100	193,600	279,900	321,500	325,000	397,200	427,200
	8	155,000	202,100	289,600	331,200	336,300	409,600	440,300
	9	162,500	211,300	299,200	340,800	347,700	422,000	453,000
	10	170,100	220,700	308,600	350,300	359,000	434,100	465,500
	11	177,900	230,100	318,000	359,600	370,600	445,800	477,100
	12	185,700	239,600	327,500	369,100	382,400	457,000	488,600
	13	193,600	249,100	336,900	378,600	394,800	466,500	497,800
	14	202,100	258,500	346,300	387,000	406,700	474,800	504,500
	15	211,300	267,800	355,500	394,100	418,000	481,300	509,200
	16	220,700	277,000	364,800	400,800	429,200	486,100	513,400
	17	230,100	286,000	374,100	406,400	440,200	489,800	517,400
	18	239,600	294,800	381,300	411,500	449,800	493,400	521,300
	19	249,100	303,300	387,600	416,100	456,200	496,900	525,200
	20	258,500	311,600	392,100	420,100	460,600	500,300	529,000
	21	267,800	319,700	396,400	424,000	464,500	503,800	
	22	277,000	327,600	399,400	427,200	467,900		
	23	286,000	333,000	402,400	430,200	471,200		
	24	290,200	337,500	405,300	433,100	474,500		
	25	294,100	341,900	408,300	436,000	477,800		
	26	298,000	345,200	411,300	438,800	480,900		
	27	300,700	348,300	414,200	441,700			
	28	303,300	351,100	417,100				
	29	305,800	353,800	420,000				
	30		356,400	422,900				
	31			425,800				
	32			428,700				
	33			431,600				
	34			434,500				
	35			437,300				
再任用職員		172,700	214,500	243,400	270,500	312,400	343,900	389,400

大学教育職給料表の適用を受ける職員

	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級
	旧号給				
		円	円	円	円
	1	—	244,300	276,200	353,800
	2	197,700	256,800	290,700	368,400
	3	206,200	269,300	305,200	380,400
	4	214,900	282,300	319,600	392,300
	5	224,100	295,800	334,400	403,700
	6	233,300	308,900	348,900	415,000
	7	244,300	321,800	363,100	426,200
	8	255,900	334,800	373,800	437,200
	9	267,500	347,100	384,000	448,200
	10	278,900	356,700	393,200	459,100
	11	290,400	366,400	401,800	470,000
	12	301,800	375,700	410,100	480,800
	13	309,200	384,000	418,200	491,600
	14	315,900	392,200	425,600	502,200
	15	322,300	399,400	432,800	512,400
再任用職員以外の職員	16	328,600	406,400	439,700	521,200
	17	334,700	413,300	445,500	530,000
	18	340,500	420,100	450,900	538,700
	19	346,000	425,900	456,200	547,200
	20	351,500	430,600	461,500	555,200
	21	356,600	434,700	466,800	561,100
	22	361,800	437,700	471,800	565,900
	23	366,300	440,800	476,800	570,600
	24	370,000	443,900	480,200	575,300
	25	372,900	447,000	483,700	580,000
	26	375,700	450,100	487,200	584,700
	27	378,500	453,000	490,700	589,400
	28	381,300	456,000	494,100	593,900
	29	384,100	459,000	497,400	
	30	386,900	462,000		
	31	389,600			
	32	392,300			
	33	394,900			
	34	397,500			
再任用職員		278,600	294,100	325,200	403,900

高等学校教育職給料表の適用を受ける職員

	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級
	旧号給				
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	139,400	177,900	334,900	397,100
	2	144,400	185,700	344,300	406,900
	3	149,700	193,500	353,700	416,500
	4	155,800	201,400	363,100	426,000
	5	162,300	209,700	372,300	435,500
	6	169,800	220,700	381,400	444,900
	7	177,500	231,700	390,400	454,200
	8	185,200	243,000	399,100	463,600
	9	192,900	255,400	407,700	473,000
	10	200,800	268,000	416,400	482,300
	11	208,800	280,800	424,600	491,600
	12	216,700	293,900	432,700	499,500
	13	225,300	306,800	440,600	506,700
	14	233,500	319,100	448,600	512,600
	15	241,700	329,000	456,500	517,200
	16	249,800	338,500	464,400	520,900
	17	257,800	348,000	472,000	524,600
	18	265,700	357,200	479,400	528,300
	19	273,600	366,200	486,200	
	20	280,500	375,100	491,900	
	21	287,000	384,000	495,600	
	22	293,400	392,300	499,100	
	23	299,600	400,300		
	24	305,400	408,200		
	25	310,700	416,100		
	26	315,700	422,600		
	27	320,700	428,900		
	28	325,600	434,300		
	29	330,400	439,400		
	30	334,700	444,200		
	31	338,200	447,900		
	32	340,600	451,100		
	33	343,000	454,100		
	34	345,400	457,100		
	35		460,100		
	36		463,100		
	37		466,100		
	38		469,100		
	39		472,100		
	40		475,000		
	41		477,900		
	42		480,400		
再任用職員		230,600	274,300	343,200	416,800

消防職給料表の適用を受ける職員

	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	旧号給	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	149,100	193,600	221,900	263,600	302,600	325,100	348,300	390,600
	2	155,000	202,100	231,500	273,200	313,700	336,600	360,500	405,400
	3	162,500	211,300	241,200	282,900	325,000	348,300	373,600	420,400
	4	170,100	220,700	250,900	292,600	336,300	360,100	387,200	435,400
	5	177,900	230,100	260,600	302,300	347,700	372,500	400,600	450,100
	6	185,700	239,600	270,200	311,800	359,000	384,900	413,900	464,800
	7	193,600	249,100	279,900	321,500	370,600	397,200	427,200	479,400
	8	202,100	258,600	289,600	331,200	382,400	409,600	440,300	494,100
	9	211,300	268,000	299,200	340,800	394,800	422,000	453,000	508,700
	10	220,700	277,500	308,600	350,300	406,700	434,100	465,500	523,300
	11	230,100	287,100	318,000	359,600	418,000	445,800	477,100	537,100
	12	239,600	296,600	327,500	369,100	429,200	457,000	488,600	545,400
	13	249,100	306,100	336,900	378,600	440,200	466,500	497,800	553,600
	14	258,500	315,300	346,300	387,000	449,800	474,800	504,500	560,300
	15	267,800	324,700	355,500	394,100	456,200	481,300	509,200	564,600
	16	277,000	334,000	364,800	400,800	460,600	486,100	513,400	568,900
	17	286,000	341,800	374,100	406,400	464,500	489,800	517,400	573,100
	18	294,800	347,500	381,300	411,500	467,900	493,400	521,300	577,300
	19	303,300	353,200	387,600	416,100	471,200	496,900	525,200	
	20	311,600	358,700	392,100	420,100	474,500	500,300	529,000	
	21	319,700	362,500	396,400	424,000	477,800	503,800		
	22	327,600	365,500	399,400	427,200	480,900			
	23	333,000	368,400	402,400	430,200				
	24	337,500	371,300	405,300	433,100				
	25	341,900	374,200	408,300	436,000				
	26	345,200	377,100	411,300	438,800				
	27	348,300	379,900	414,200	441,700				
	28	351,100	382,700	417,100					
	29	353,800	385,500	420,000					
	30	356,400		422,900					
	31	359,100		425,800					
	32	361,800		428,700					
	33			431,600					
	34			434,500					
	35			437,300					
再任用職員		214,500	229,000	243,400	270,500	312,400	343,900	389,400	438,100

# 参 考 资 料

# 目 次

## 第 1 部 職員の給与等の実態

第 1 表	給料表別平均給与月額	42
第 2 表	給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数	43
第 3 表	給料表別、学歴別人員分布	44
第 4 表	給料表別、年齢別人員分布	45
第 5 表	給料表別、勤続年数別人員分布	47
第 6 表	給料表別、級別及び号給別人員分布	49
第 7 表	扶養手当の支給状況	95
第 8 表	住居手当の支給状況	97
第 9 表	管理職手当の支給状況	98

## 第 2 部 民間給与等の実態

	平成 22 年職種別民間給与実態調査の概要	99
第 10 表	産業別、企業規模別調査事業所数	100
第 11 表	職種別、学歴別及び企業規模別初任給	101
第 12 表	職種別、企業規模別及び学歴別給与額等	102
第 13 表	民間における初任給の改定状況	112
第 14 表	民間における家族手当の支給状況	112
第 15 表	民間における住宅手当の支給状況	113
第 16 表	民間における特別給の支給状況	113
第 17 表	民間における給与改定の状況	113
第 18 表	民間における定期昇給の実施状況	114
第 19 表	民間における年俸制の導入状況	114
第 20 表	民間における昇給制度の状況	114
第 21 表	民間における冬季賞与の配分状況	115
第 22 表	民間における雇用調整の実施状況	115
第 23 表	民間における賃金カット等の実施状況	116
第 24 表	民間における時間外労働の月 60 時間の積算に係る 法定休日の労働時間の取扱状況	116

## 第 3 部 労働経済指標

第 25 表	費目別、世帯人員別標準生計費	117
第 26 表	労働経済指標	118

## 第1部 職員の給与等の実態

## 第1表 給料表別平均給与月額

(単位:円)

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
行政職給料表(1)	334,871	7,822	42,332	5,956	10,072	0	401,053
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	337,951	7,978	42,744	6,039	10,273	0	404,985
行政職給料表(2)	321,519	13,946	40,256	6,629	-	0	382,350
医療職給料表(1)	473,086	10,817	83,573	7,883	73,252	169,038	817,649
医療職給料表(2)	334,049	3,306	41,182	5,074	5,826	0	389,437
大学教育職給料表	417,948	4,031	51,386	6,897	6,238	1,166	487,666
高等学校教育職給料表	421,633	12,322	52,500	6,741	3,546	0	496,742
消防職給料表	325,065	13,245	41,083	6,342	4,051	0	389,786
全給料表 (企業職を除く。)	334,967	9,566	42,253	6,118	7,179	485	400,568

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	328,227	10,931	41,968	6,015	3,905	11,002	402,048
全給料表 (企業職を含む。)	333,499	9,864	42,188	6,096	6,466	2,776	400,889

(注)1 数値については、平成22年4月1日現在のものである(以下、第9表までについて同じ。)

2 給料には平成19年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む。

3 高等学校教育職給料表の給料には「教職調整額」を含む。

4 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当である。なお、本年は、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当の支給はない。

5 企業職給料表(上下水道・交通・病院)は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)~(3)及び病院企業職給料表(1)~(4)の合算である(以下、第9表までについて同じ。)

第2表 給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数

給料表 \ 区分	適用人数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
行政職給料表(1)	6,028	40.8	17.3
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	5,910	41.2	17.7
行政職給料表(2)	1,803	45.6	17.0
医療職給料表(1)	29	46.0	9.1
医療職給料表(2)	534	41.9	16.3
大学教育職給料表	29	47.1	5.7
高等学校教育職給料表	375	46.2	13.8
消防職給料表	1,373	39.5	17.7
合 計	10,171	41.8	17.1

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,833	41.4	15.6
企業職を含めた総合計	13,004	41.7	16.8

### 第3表 給料表別、学歴別人員分布

(単位:人)

区分 給料表	計	学歴別職員数			
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
行政職給料表(1)	6,028	3,958	1,249	816	5
行政職給料表(2)	1,803	181	189	1,259	174
医療職給料表(1)	29	29	-	-	-
医療職給料表(2)	534	393	126	15	0
大学教育職給料表	29	25	4	0	0
高等学校教育職給料表	375	352	11	12	0
消防職給料表	1,373	716	171	485	1
合 計	10,171	5,654	1,750	2,587	180

構 成 比	100.0%	55.6%	17.2%	25.4%	1.8%
-------	--------	-------	-------	-------	------

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,833	1,041	836	833	123
企業職を含めた総合計	13,004	6,695	2,586	3,420	303

構 成 比	100.0%	51.5%	19.9%	26.3%	2.3%
-------	--------	-------	-------	-------	------

(注) 構成比については、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある(以下の表について同じ。)

第4表 給料表別、年齢別人員分布

年 齡	給料表	行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	大学教育職 給料表
18	歳	人	人	人	人	人
19		8				
20		13				
21		12				
22		20				
23		73				
24		95			5	
25		106			8	
26		126			8	
27		132	1		14	
28		136	1		16	
29		140	1		19	
30		150	2	2	14	
31		145	8	1	12	
32		171	15		17	
33		190	19	2	24	
34		175	23		17	
35		217	34		10	
36		204	51	1	14	2
37		193	50		19	2
38		224	61		9	
39		207	60	1	20	
40		171	50		8	2
41		161	74	1	9	1
42		206	92	1	14	2
43		154	103	1	12	1
44		144	86		19	
45		147	83	1	24	
46		171	97		16	1
47		130	95	4	12	2
48		127	98		14	1
49		143	91	3	17	2
50		157	69	1	12	1
51		162	70		5	2
52		157	62		9	3
53		161	65	1	14	1
54		173	50		9	
55		159	46		22	1
56		144	55	2	13	1
57		156	42	1	20	
58		128	43	4	17	
59		172	58		24	1
60以上		168	48	1	18	2
計		人	人	人	人	人
		6,028	1,803	29	534	29

高等学校教育職 給料表	消防職 給料表	計
人	人	人
	2	10
	7	20
	14	26
	26	46
4	38	115
2	43	145
1	42	157
	46	180
3	52	202
2	42	197
4	55	219
7	57	232
4	36	206
6	27	236
8	37	280
10	36	261
2	43	306
1	31	304
7	34	305
3	25	322
8	38	334
7	17	255
2	19	267
13	20	348
6	19	296
9	16	274
20	23	298
11	16	312
21	19	283
21	20	281
26	22	304
20	33	293
18	18	275
11	15	257
15	28	285
18	48	298
16	41	285
18	31	264
18	52	289
12	52	256
13	57	325
8	76	321
		2
人	人	人
375	1,373	10,171

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
	10
	20
	26
32	78
38	153
54	199
57	214
54	234
35	237
41	238
45	264
55	287
55	261
45	281
69	349
70	331
97	403
97	401
102	407
111	433
95	429
105	360
120	387
93	441
83	379
72	346
95	393
85	397
85	368
72	353
62	366
68	361
69	344
79	336
82	367
85	383
58	343
64	328
67	356
78	334
82	407
70	391
7	9
人	人
2,833	13,004

第5表 給料表別、勤続年数別人員分布

勤続年数	給料表 行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	大学教育職 給料表
年	人	人	人	人	人
0	330	5	3	29	3
1	349	3	1	24	2
2	217		4	21	5
3	140			20	4
4	119		2	16	3
5	130		3	20	4
6	112		1	21	1
7	135	13	2	16	1
8	151	40	1	12	
9	174	98	1	9	2
10	209	71	1	15	
11	139	100		7	
12	146	105	1	9	
13	122	113		16	
14	187	146		14	
15	177	150	3	16	3
16	221	117	1	16	
17	168	108		20	
18	151	146		17	
19	178	53	2	12	
20	136	90		13	
21	120	85		17	
22	121	72	1	8	
23	108	46		11	
24	103	35		6	
25	92	23		9	
26	103	32	1	10	
27	138	18	1	12	
28	111	17		6	
29	160	19		12	
30	181	27		13	
31	130	12		8	
32	147	16		15	
33	122	8		12	
34	110	2		11	1
35	126	11		16	
36	195	9		10	
37	89	4		10	
38	105	4		3	
39	51	2		2	
40	11				
41	13	2			
42		1			
43	1				
44					
45					
計	人 6,028	人 1,803	人 29	人 534	人 29

高等学校教育職 給料表	消防職 給料表	計
人	人	人
34	75	479
15	81	475
21	70	338
10	44	218
10	36	186
10	36	203
13	46	194
6	38	211
8	52	264
17	42	343
14	40	350
11	22	279
9	27	297
9	29	289
8	23	378
10	28	387
12	18	385
13	25	334
16	26	356
11	20	276
8	21	268
13	25	260
9	21	232
14	16	195
17	13	174
12	18	154
9	17	172
6	24	199
6	16	156
	22	213
4	34	259
2	41	193
3	37	218
9	31	182
	26	150
1	89	243
4	35	253
1	24	128
	32	144
	16	71
	15	26
	22	37
		1
		1
人	人	人
375	1,373	10,171

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
216	695
144	619
133	471
89	307
83	269
32	235
48	242
84	295
78	342
64	407
76	426
81	360
90	387
72	361
76	454
92	479
115	500
100	434
78	434
88	364
96	364
78	338
78	310
66	261
47	221
43	197
46	218
31	230
20	176
43	256
44	303
39	232
39	257
39	221
40	190
58	301
61	314
37	165
46	190
20	91
19	45
2	39
	1
2	3
人	人
2,833	13,004

## 第6表 給料表別、級別及び号給別人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7	8							1
8								
9								
10				1				
11	13							
12	2			1				
13	2			1				
14				2				
15	9			3				
16	2			1	1			
17	2			6				
18	3			1				
19	17	1		4				
20	2	1		3				
21	1			6				
22	1	1		3				
23	6			6				
24	4	9		5				
25		6		10				
26	1	2	3	5				
27	88	56		8				1
28	7	38	1	9				
29	9	26	2	8		1	1	
30	5	18	1	7			1	
31	93	28	6	4				1
32	14	43	3	6		1		
33	19	36		15				
34	13	26	7	11		4		
35	81	28	6	11		7		5
36	30	33	8	15		1		8
37	18	44	12	13		4	1	1
38	18	23	11	9		3	1	4
39	2	28	17	9		5	4	4
40	1	56	18	10		10	4	3
41		39	26	14		9	5	2
42		32	14	15		13	10	1
43		26	30	10	1	19	10	1
44		47	15	10	1	21	4	
45		27	32	7	1	23	4	
46		38	15	13	7	38	4	1
47		23	22	8	7	26	11	
48		66	24	13	6	34	9	
49		43	32	8	9	27	14	
50		42	16	18	9	20	12	
51		32	15	16	11	19	10	
52		55	32	11	10	16	6	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		51	27	6	14	12	5	
54		45	19	11	14	12	3	
55		44	6	14	18	10	6	
56		49	16	9	15	8	3	
57		33	13	21	15	7	2	
58		46	33	11	15	6	3	
59		61	25	11	16	6	3	
60		52	20	15	13	4	2	
61		23	18	5	10	7		
62		40	11	11	8	10		
63		55	10	7	8	13		
64		26	17	3	14	5	1	
65		31	13	23	4	3	1	
66		26	16	14	6	6		
67		49	7	19	11	4		
68		34	14	5	21	7		
69		45	12	6	20	12		
70		45	13	13	19	3		
71		44	9	26	18	6		
72		19	13	9	13	9		
73		21	11	11	9	7		
74		10	12	21	13	9		
75		22	9	11	18	5		
76		17	10	5	6	6		
77		11	4	5	5	3		
78		14	10	17	1	11		
79		12	4	6	4	17		
80		8	8	4	2	5		
81		6	3	7		4		
82		3	4	8		1		
83		1	7	10	1	2		
84		3	7	4		1		
85		3	8	2		4		
86		5	4	7	1			
87		4	7	6	1			
88		5	10	10				
89		2	3	8				
90		1	5	5	1			
91		2	10	14	3			
92		3	7	16				
93		1	10	19				
94			1	13				
95		2	4	12	4			
96		1	1	6	1			
97		1	2	8				
98			7	7	1			
99		2	11	15				
100			3	16	1			
101			11	3				
102			5	4	1			
103				9	2			
104		1	3	16	1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105			1	11	6			
106		1	10	7				
107			9	6				
108		2	10	6				
109			5	13				
110			2	3				
111				13				
112			1	12				
113		1	1	13				
114		1	6	13				
115			7	35				
116			6	47				
117		1	8	23				
118			2	21				
119				21				
120			1	11				
121			1	6				
122			12	10				
123			10	15				
124			7	5				
125			9	1				
126			8	5				
127			11	6				
128			7	3				
129			8					
130			8	1				
131			11	2				
132			6	3				
133			4					
134			2					
135			3	1				
136			5	2				
137			7	7				
138			2					
139			4					
140			11					
141			10					
142			8					
143			7					
144			3					
145			10					
146			10					
147			10					
148			9					
149			128					
合計	471	1,958	1,281	1,202	417	526	140	33
平均給料月額	184,749円	253,055円	363,942円	387,503円	427,185円	455,749円	491,501円	528,555円
平均年齢	23.5歳	32.3歳	44.5歳	46.3歳	51.3歳	53.2歳	55.3歳	57.3歳

(注)1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示す(以下、第6表の各表について同じ。)

2 平均給料月額には、平成19年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む(以下、第6表の各表について同じ。)

行政職給料表(2) [ 機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用 ] (単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27		1		
28				
29				
30		1		
31				
32			1	
33				
34			1	
35				
36			1	
37				
38			6	
39		1	2	
40			3	
41			4	
42			4	
43			7	1
44			5	1
45			7	1
46			4	5
47			5	1
48			7	11
49			5	9
50			7	14
51			8	13
52			8	20

給号	級	1	2	3	4
53			12	12	
54			10	23	1
55			14	30	1
56			20	24	
57			8	21	3
58			13	32	1
59			12	30	3
60			10	21	3
61			15	28	1
62			20	17	2
63			19	26	2
64			12	23	2
65			20	28	2
66			17	20	2
67			26	23	2
68			19	9	3
69			19	27	3
70			24	25	1
71			32	15	4
72			18	18	4
73			15	15	5
74			22	6	1
75			34	1	1
76			19	2	4
77			17	13	4
78			17	8	3
79			30	6	2
80			28	7	6
81			22	13	2
82			22	9	4
83			19	1	2
84			19	6	2
85			13	2	3
86			7	8	5
87			14	3	1
88			11	5	
89			9	8	2
90			11	5	3
91			2	2	7
92			2	2	3
93				7	1
94			2	8	2
95			1	4	3
96				4	5
97				10	4
98				3	1
99				5	5
100				4	1
101				4	1
102				4	1
103				6	
104				2	2

給号	級	1	2	3	4
105				1	1
106				5	
107				3	
108				3	1
109				1	4
110				4	3
111					2
112				3	2
113				8	4
114				2	4
115				2	2
116				6	2
117				4	5
118					3
119				7	1
120				4	1
121				2	
122				2	
123				2	
124				6	
125				7	
126				5	
127				2	
128				1	
129				4	
130				3	
131				6	
132				3	
133				2	
134				3	
135				3	
136				2	
137				7	
138				5	
139				2	
140				2	
141				2	
142				1	
143				4	
144				2	
145				6	
146				2	
147				2	
148				3	
149				22	
合 計		3	761	876	163
平均給料月額		179,233円	271,478円	352,663円	390,390円
平均年齢		27.0歳	39.6歳	49.3歳	53.7歳

医療職給料表(1) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4			1			
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14			1			
15						
16						
17						
18						
19						
20					1	
21						
22						
23						
24					1	
25			1			
26		1				1
27						
28					1	1
29		2				1
30					1	
31						
32						2
33						
34						
35						1
36						1
37						
38					1	1
39						
40						1
41						
42						1
43						2
44						
45						
46						1
47						
48						1
49						2
50						
51						1
52						

給 号	級	1	2	3	4	5
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60					1	
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
合 計		3	3	5	13	5
平均給料月額		306,567円	356,000円	446,040円	512,585円	567,600円
平均年齢		29.3歳	33.0歳	41.8歳	50.2歳	57.2歳

医療職給料表(2)

〔保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、保健師、助産師、  
看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用〕

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8				1			
9							
10							
11							
12							
13				1			
14							
15							
16							
17				1			
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26				2			
27	1	2					
28		2					
29		2					
30		1		2			
31	3	1					
32		3		1			
33		5		1			
34		3					
35	7	5					
36	2	3					
37	7	4					
38	1	7	5				
39		4	1	1			
40		4	1	1			
41	2	5	3				
42		10	3			1	
43	1	2	1	2		3	
44	1	6	2			1	
45		5	2	2		3	
46		4	1			1	
47	1	6	4			5	1
48		5	3	1		4	1
49		5	2			2	
50		6	2	2	1	4	1
51		3	3		2	1	
52		4	2	1	1	1	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53		6	3		3	1	
54		6		3	1		
55		4	1	2	2	2	
56		8	2	1	1	3	
57		2	1	1	4		
58		7	1		4	1	
59		4	1	2			
60		4	1				
61		3		1	1		
62		1	3	1			
63		2					
64		3	1		1		
65		3	1	1		1	
66		6	3	3	1		
67		2	1	1			
68		2	1	4	2		
69			2	1	3		
70		3	2	3	4		
71		4		2	1		
72		1			2		
73				1			
74			1	1	2		
75			4	4	1		
76				2			
77		2	2	1			
78			2	2		1	
79		2					
80			1				
81			1				
82			2	2			
83			1	1			
84				1			
85			1				
86			1				
87				1			
88			1				
89			1	1			
90							
91		1	3				
92							
93		1	3	1			
94				2			
95			2				
96			1	2			
97							
98			2				
99			1	2			
100				2			
101			1	1			
102				1			
103			1	1			
104			1				

給号 級	1	2	3	4	5	6	7
105							
106					3		
107					4		
108		1			1		
109			2		2		
110							
111					1		
112		1			1		
113			1		2		
114					3		
115					5		
116			3		3		
117					5		
118					2		
119					5		
120					2		
121					1		
122					2		
123			2				
124			1				
125			2	1			
126			1				
127							
128							
129			1				
130							
131			2				
132							
133			1				
134			1				
135			2				
136							
137							
138							
139							
140			1				
141							
142							
143							
144			1				
145							
146			3				
147							
148			2				
149			12				
合 計	26	186	130	117	37	35	3
平均給料月額	198,169円	249,257円	366,446円	394,783円	425,197円	452,354円	491,867円
平均年齢	24.8歳	32.4歳	46.2歳	48.6歳	51.6歳	55.1歳	58.7歳

大学教育職給料表 [看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手]  
 である職員に適用

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28			1	
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47			1	
48				
49				
50				
51	1			
52				

(単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4
53				
54				
55				
56				
57	2	2		
58				
59				
60				
61	1			1
62	1			
63				
64				
65	1		2	
66			1	
67				
68				
69			1	1
70				
71				
72				
73		1		1
74		1		
75				1
76	1			
77	1		1	1
78			1	
79				
80				
81			1	
82			1	
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90	1			
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				

給 号	級	1	2	3	4
105					1
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
合 計		9	6	8	6
平均給料月額		331,011円	387,750円	448,700円	537,550円
平均年齢		38.9歳	44.3歳	51.1歳	56.8歳

高等学校教育職給料表 [ 高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、  
講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用 ]

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11			4		
12					
13			1		
14					
15			1		
16					
17					
18					
19					
20			1		
21					
22					
23			2		
24			1		
25					
26					
27			1		
28			1		
29					
30					
31					
32			1		
33			1		
34			1		
35			4		
36			2		
37			1		
38			1		
39			1		
40					
41			1		
42			1		
43			1		
44			2		
45			2		
46					1
47			1		
48				1	3
49			1		
50			3		1
51			4		
52			2		
53	1		1		
54			2		
55					
56					

給号	級	1	2	3	4	5
57			4			
58						
59			2			
60		1	1			
61			2			
62			1	1		
63		2	1			
64				1		
65			3	1		
66				1		
67				1		
68				1	1	
69				1		
70			2			
71			1	1		
72			1	1	1	
73			2	2		
74			1	1		
75			1	2		
76			1		2	
77				2	1	
78			2	1	2	
79			2	2	2	
80			2			
81			4	2		
82			1	1	1	
83			1	1	1	
84			8	2	1	
85			3	2	1	
86						
87			3	1		
88			2	5		
89			3	1		
90			3			
91			2			
92			2	3		
93			1			
94						
95			2	1		
96			4	2		
97			5	2		
98			1	3		
99			4	1		
100				2		
101			4			
102			2			
103			6			
104			4			
105			2			
106			6			
107			5			
108			3			
109			1			
110			5			
111			7			
112			4			

給号	級	1	2	3	4	5
113			6			
114			5			
115			5			
116			7			
117			3			
118			2			
119			3			
120			8			
121			7			
122			1			
123			4			
124			2			
125			4			
126			2			
127			8			
128			1			
129			2			
130			5			
131			2			
132			3			
133			3			
134			1			
135						
136			3			
137			1			
138			4			
139			2			
140			4			
141			4			
142			3			
143			4			
144			3			
145			4			
146			1			
147			4			
148						
149			6			
150						
151			3			
152			1			
153						
154						
155			1			
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
合 計		4	304	49	13	5
平均給料月額		266,240円	412,524円	465,332円	485,894円	505,945円
平均年齢		31.3歳	45.0歳	51.5歳	55.0歳	56.6歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

消防職給料表（消防長及び消防吏員である職員に適用）

（単位：人）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3	2							
4								
5		4						
6		1						
7	7							
8	1							
9	1	4						
10	1							
11	14	4	1					
12	1	2						
13	1	5	1					
14	2	2						
15	20	5	2				1	
16	3	5	1					
17	3	5	2					
18								
19	15	3						
20	3	4	2					
21	1	10	1					
22		7						
23	38	11	3					
24	1	3	1					
25	11	17	1					
26	4	8	1					
27	27	10	5					
28	6	6	2	1				
29	8	2	1					
30	7	3	2					
31	22	17						
32	17	11	1					
33	11	7						
34	8	1	2					
35	12	9	2					
36	9	4	1					
37	11	6	4	1				
38	5	3	2	4				
39	9	7	2					
40	4	4	1					
41	6	8	5					
42	5	6	5	1				
43	5	5	6			2		
44	3	2				2		
45	9	5	4	2				
46	1	4	6			3		1
47	1	4	3	3		2		
48	3	1	1	4		2	1	
49	2	6	3	1		1	1	
50		7	3	1	2		1	
51	4	2	4	2			2	
52		4	1	3	3		1	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		1	3	2	4			
54	1	3	2	2	1		1	
55	1		1					
56	2			3	2	1	3	
57		5	3	1	2	1	1	
58		5	2	1	1			
59		4			1	3		
60		3	8		3		2	
61		4	2	2		1		
62		3	3		5	2		
63	1	2	1	1	4	4	1	
64		3	1	1	2			
65		3	2		4			
66			2	3	2	2		
67		2	2	1	1			
68		1	3	2	2	1		
69			4		3			
70		1	4	1	4	1		
71		1		6		4		
72			4	2	2	1		
73			2		4			
74			3	1	1			
75			8	1	2	2		
76		1	3			1		
77			2	1	1			
78				2		1		
79			1			8		
80			2	1				
81			2	2		1		
82		2	3	3		2		
83			3	4				
84			2	1		2		
85			2					
86			1	4				
87		1	2	1	1			
88			3					
89			1					
90		1	1					
91			2	1				
92				1				
93		1	1	1				
94			1					
95		1		1	1			
96		1		1	1			
97			1					
98				1				
99			1	2	2			
100		1		1	1			
101		2		1	1			
102				1	1			
103			1					
104				2				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105			2	2	4			
106			4	3				
107			1	4				
108								
109			4	2				
110			1	2				
111				3				
112			1	3				
113				7				
114			4	1				
115			1	2				
116				4				
117			4	2				
118			3	3				
119			1					
120								
121				2				
122								
123			1					
124			1					
125			3					
126			4					
127			9					
128			2					
129			2					
130			1					
131			1	2				
132			4					
133			2					
134			3					
135			4	1				
136			2					
137			2					
138			4					
139			5					
140			12					
141			12					
142			4					
143			13					
144			13					
145			18					
146			17					
147			32					
148			13					
149			99					
合 計	329	296	486	128	68	50	15	1
平均給料月額	206,149円	270,427円	385,215円	396,044円	432,299円	463,652円	494,513円	540,800円
平均年齢	24.5歳	32.0歳	48.7歳	46.5歳	51.7歳	55.1歳	56.1歳	59.0歳

上下水道企業職給料表(1) (上下水道局企業職員のうち事務職員及び技術職員に適用) (単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12				1				
13								
14				1				
15								
16								
17				1				
18								
19	1			1				
20								
21								
22				1				
23	1							
24				1				
25	1			1				
26				1				
27	15	7		1				
28				1				
29	2	2						
30	1	1						
31	8	3	1	3				
32		6		2				
33		3		1				
34	3	3						
35	9	3						
36	1	1	1	1				1
37	1	4	2					
38		1	2	2			1	
39		3	3				1	
40		3	1	2			1	
41		4	5	1		1		
42		3		3				
43		3	3	3		1		
44		8	5	3		1		
45		3	2	1	1			
46		2	4				1	
47			4			4	1	
48		2	5	1		9	1	
49		3	6		1	1	1	
50		1	4		1	4	1	
51		3	4	3	4		2	
52		10	1	1	1	1	1	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		6	4		4	2		
54		5	4					
55		11	2	3	2	1		
56		6	2	2	5	1		
57		3	5		1	1		
58		7	6	2		1		
59		11	3			1		
60		9	10	2	3		1	
61		5	3	3	2	1		
62		8	1	2	2	2		
63		7	2	1	2	1		
64		6						
65		5	4	4	1			
66		8	1	5	4	4		
67	1	14	1	2	2	1		
68		3		1	5			
69		8	1	1	4	1		
70		4	1	3				
71		6	1	4	3	2		
72		4		2	3	1		
73		4	1	1	3	1		
74		2	3	1				
75		1		3	1			
76		1	1	2	1	1		
77		3	1	2				
78		4		4	1			
79		3	1	4		1		
80		5		4				
81		2	1	1				
82				2				
83		1		1				
84			2					
85			2	2				
86		1		1				
87				2				
88		1	2	2	1			
89								
90			1	1				
91			2	5				
92		1	1					
93			1	3				
94			1	2				
95				1				
96			1					
97		1	1	1				
98			1	3				
99					1			
100				2				
101			2		1			
102			2					
103				4				
104			1	3				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105					3			
106					5			
107					1			
108			2	1				
109			1	3				
110				2				
111				4				
112				5				
113		1		5				
114				9				
115			4	20				
116				26				
117				8				
118			1	9				
119				8				
120				2				
121				4				
122			1	2				
123			2	3				
124			1	2				
125			1					
126			1					
127			1	3				
128			1					
129			1					
130			2					
131			1					
132			3					
133			1					
134			1					
135			3					
136								
137			3					
138			1					
139								
140			9					
141								
142								
143			1					
144			3					
145								
146			2					
147			2					
148			6					
149			55					
合 計	44	249	242	256	61	49	12	1
平均給料月額	187,059円	262,313円	375,834円	401,706円	427,864円	456,471円	492,242円	527,700円
平均年齢	24.2歳	33.3歳	46.7歳	50.2歳	51.1歳	54.5歳	55.6歳	58.0歳

上下水道企業職給料表(2) (上下水道局企業職員のうち技能職員及び業務職員に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28			1		
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38			1		
39					
40					
41					
42					
43			1		
44			1		
45			1		
46			1	2	
47				1	
48			3	3	
49			1		
50				3	
51			1		
52			3	1	

給号	級	1	2	3	4
53				3	
54					
55			2	2	
56			3	4	
57			1	3	1
58					1
59				2	
60			1	1	
61					
62			3	4	1
63			4	4	1
64			5	1	
65			2	2	
66			9		1
67			1	3	
68				1	1
69			4	3	1
70			5	4	
71			4	3	
72			4	1	
73			5		
74			6	1	
75			4		
76			2	1	1
77			7	4	
78				1	1
79			3		
80			4	1	
81			3		
82			3		
83					
84				1	
85					
86				1	
87			3	1	
88				1	1
89				1	
90					
91				1	
92					
93					1
94				2	
95				1	
96					
97					
98					
99				3	
100				1	
101					
102					2
103					
104				1	

給号 \ 級	1	2	3	4
105				
106				
107				
108			2	
109			1	
110				
111				
112			1	
113			1	2
114				1
115				2
116				1
117				4
118			2	
119			1	
120				
121				
122			1	
123				
124				
125			1	
126			1	
127			1	
128			1	
129				
130				
131				
132				
133				
134			1	
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147			1	
148			2	
149			6	
合 計	0	102	96	23
平均給料月額	-	268,657円	357,265円	396,957円
平均年齢	-	36.8歳	46.6歳	53.0歳

交通企業職給料表(1) (交通局企業職員のうち他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17	1							
18								
19								
20								
21								
22				1				
23								
24								
25								
26			1					
27	2			2				
28								
29								
30								
31	4							
32		1						
33								
34								
35		2						
36		2	1					
37				1				
38		1		1				
39		2						
40						1		
41		2						
42		1						
43			1	1				
44		1						
45			1	1				
46					1			
47			1				1	
48			1				2	
49								
50		2						
51		1		1				
52			1			2	2	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53							1	
54		1			1	1	1	
55					1		1	
56					1			
57				1	1	1		
58		1					1	
59					1			
60		1						
61		2			1	1		
62					1			
63					1			
64			1					
65				1		1		
66								
67		1						
68		2						
69						1		
70				1				
71				1		1		
72								
73								
74				2				
75								
76								
77								
78								
79								
80								
81								
82								
83								
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92					1			
93								
94								
95								
96								
97				1				
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136				1					
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149				1					
合 計		7	23	10	15	12	12	4	0
平均給料月額		181,257円	244,613円	341,320円	363,660円	423,325円	456,133円	497,200円	-
平均年齢		23.3歳	31.4歳	42.3歳	41.1歳	51.6歳	51.4歳	55.5歳	-

交通企業職給料表(2) (交通局企業職員のうち運輸事務職及び車両技術職に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45				1			
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							

給号	級	1	2	3	4	5	6
53							
54				1			
55							
56							
57							
58							
59				2			
60				1	1		
61				2			
62				1			
63			1	2			
64				1			
65							
66				2			
67						1	
68				1			
69							
70					1		
71				2			
72				2			
73							
74				2			
75				1			
76							
77				1			
78							
79					1		
80				1			
81				1			
82							
83			1				
84							
85							
86							
87				1			
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94				1			
95			1				
96							
97							
98							
99							
100							
101				1			
102				1			
103				1			
104							

給号 級	1	2	3	4	5	6
105						
106			1			
107			1			
108			1			
109			1			
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117			1			
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125			1			
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135			1			
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149			1			
合 計	0	3	37	3	1	0
平均給料月額	-	304,233円	366,041円	389,100円	428,300円	-
平均年齢	-	42.3歳	47.3歳	47.3歳	59.0歳	-

交通企業職給料表(3) [ 交通局企業職員のうち自動車運転手、自動車修理員及び  
誘導員に適用 ]

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30			1	
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38	1	2		
39		1		
40				
41				
42		2		
43				
44		2		1
45				
46				2
47				2
48				5
49		2		2
50		2		4
51		2		4
52		1		6

給号 級	1	2	3	4
53		6	5	1
54		4	13	
55		4	5	
56		1	2	
57		3	3	
58		6	2	
59		5	5	1
60		2		
61		6	2	1
62		4	5	1
63		2	2	1
64		2	7	
65		5	3	
66		2		1
67		10	10	1
68		6	3	
69		7	13	
70		5	10	
71		4	7	1
72		8	4	
73		7	1	1
74		2		
75		1	1	1
76		4	3	
77		2	4	
78		5	2	
79		5	1	
80		6		1
81		5	5	2
82		2	7	
83		4	2	
84			1	
85		2	5	
86		2	3	
87		3		
88			2	1
89			5	
90				1
91				
92				
93			1	1
94			3	1
95			1	
96				1
97			3	1
98		1		2
99			1	
100				
101				2
102				
103			4	
104			3	

給号 級	1	2	3	4
105			2	1
106			6	
107			2	
108			1	
109			1	
110			3	
111				
112			2	
113			1	
114				1
115			1	
116			3	1
117			1	
118			2	
119			1	
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126			3	
127			1	
128				
129			3	
130			3	
131			2	
132			1	
133				
134				
135				
136				
137			1	
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144			1	
145			2	
146				
147				
148				
149			3	
合 計	1	158	231	26
平均給料月額	190,300円	267,161円	344,553円	377,162円
平均年齢	31.0歳	39.7歳	49.2歳	54.0歳

病院企業職給料表(1) (病院局企業職員のうち他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26			1					
27	3	2		1				
28			1					
29								
30								
31	1							
32								
33		1						
34			1					
35	1	1						
36								
37								
38		1						
39								
40		1	1					1
41		2	2					
42			1					
43			1					
44		1		1			1	
45			1	1				
46								
47		1	1		1	1		
48		2		1				
49				1		2		
50		1		1	1			
51		1			1			
52		2		1	1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		1	1	1			1	
54		1		1				
55						1		
56		1		1				
57		2		1	1	2		
58		1					1	
59		1						
60								
61		2						
62					2			
63		1	1					
64							1	
65			2			1		
66								
67		1			1			
68		1		1				
69								
70								
71			1	1		1		
72								
73						1		
74				1				
75				2				
76								
77				1				
78								
79								
80						1		
81			1					
82								
83								
84								
85								
86								
87								
88			1					
89								
90					1			
91								
92			1					
93								
94								
95								
96				1				
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
合 計	5	28	18	19	8	10	4	1
平均給料月額	184,280円	247,450円	333,594円	377,500円	420,675円	459,820円	497,025円	535,000円
平均年齢	23.4歳	31.8歳	40.2歳	42.9歳	47.3歳	53.8歳	54.5歳	57.0歳

病院企業職給料表(2) (病院局企業職員のうち業務職員に適用)

(単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				

給号 級	1	2	3	4
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				

号給	級	1	2	3	4
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145				1	
146					
147					
148					
149					
合 計		0	0	1	0
平均給料月額		-	-	418,100円	-
平均年齢		-	-	59.0歳	-

病院企業職給料表(3) (病院局企業職員のうち医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4			1			
5			8			
6						
7						
8			5			
9			3			
10						
11						
12			10	3		
13			2			
14			2	3		
15						
16			9	7		
17			1			
18				1		
19						
20			8	3	2	
21						
22				2	2	
23						
24			4	3		
25		12				
26				4		
27						
28				4	1	
29		8			1	
30				1	4	
31						
32						
33					3	
34				2		
35						
36					2	
37						
38						
39					1	
40					2	1
41						2
42					4	
43					1	1
44					3	1
45						1
46				1	2	
47						
48						2
49						
50					3	
51						3
52					1	

給 号	級	1	2	3	4	5
53						
54					3	
55						2
56						1
57						
58					2	1
59						1
60						1
61						
62					1	
63						1
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71					2	1
72					1	1
73						
74						
75						
76						
77					1	
78						
79						
80						
81						
合 計		20	53	34	42	20
平均給料月額		303,040円	353,706円	431,274円	516,852円	576,325円
平均年齢		30.6歳	33.5歳	40.1歳	48.6歳	57.2歳

病院企業職給料表(4) [ 病院局企業職員のうち薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師 ]  
 [ その他の医療技術職員に適用 ]

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19	3						
20		1					
21							
22							
23	1						
24							
25	2			1			
26							
27	9	1					
28	2						
29	38	2					
30		2					
31	6	2					
32	1	4					
33	30	22					
34	1	8		1			
35	10	7					
36	3	12	2				
37	48	10	2				
38	2	6	5				
39	6	8	7	1			
40	3	5	4				
41	39	5	6				1
42	8	8	5			1	
43	5	6	5			1	
44	1	9	4			2	
45	6	5	3				
46		8	8			2	
47	2	4	4			2	
48	3	8	5			4	
49		10	6	2		1	1
50		6	6			1	1
51		4	1	1		1	1
52	1	9	6	1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53		4	3				
54		10	2				
55		7	1	2		1	
56		9	2	1	1		
57	1	12	2	2			
58		2	5		1		
59		8	1	4	1		
60		7	2			1	
61		11	1	1	2		
62		6	1	1			
63		5	1				
64		4	2	1	1		
65		7	2	1	2		
66		4	2	1			
67		4					
68		7	1	1	1		
69		9	1		1	1	
70		4	1	1	1		
71		4		2	1		
72		2	1		4		
73	1	4					
74		4	2	2			
75		2	3	1			
76		2	1	2			
77				3			
78		1	1	3			
79			1	1		2	
80		1	1	3			
81			3	2			
82			1	1			
83			3	1			
84				2			
85			1	1			
86		1					
87			1	4			
88				1			
89				1			
90			2	4			
91			2	1			
92			2				
93				4			
94			1	4			
95				2			
96			1				
97				3			
98			3	3			
99			2	1			
100			1	3			
101			1	2			
102			1	1			
103				2			
104							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
105			1	1			
106			1	3			
107			3				
108			3	2			
109			2				
110			1	1			
111				2			
112							
113				1			
114			2	1			
115				2			
116			4	2			
117					5		
118					1		
119			1		1		
120					2		
121					1		
122			1				
123			1				
124			1				
125			1				
126			1				
127							
128			3				
129			1				
130			1				
131			2				
132			1				
133							
134			3				
135							
136			1				
137							
138			1				
139							
140			1				
141							
142			1				
143							
144			2				
145			2				
146							
147			2				
148			2				
149			9				
合 計	232	313	199	108	16	20	4
平均給料月額	196,824円	249,423円	358,046円	399,437円	427,738円	453,765円	491,350円
平均年齢	25.5歳	33.2歳	44.2歳	48.8歳	54.8歳	55.9歳	57.8歳

## 第7表 扶養手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数及び平均扶養親族数 (単位:人)

区分 給料表	手当受給職員数	全職員 平均扶養親族数	手当受給職員 平均扶養親族数
行政職給料表(1)	2,357	0.7	1.9
行政職給料表(2)	1,066	1.3	2.2
医療職給料表(1)	14	1.0	2.1
医療職給料表(2)	110	0.3	1.6
大学教育職給料表	9	0.4	1.4
高等学校教育職給料表	210	1.1	2.1
消防職給料表	802	1.2	2.0
合 計	4,568	0.9	2.0

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	1,372	1.0	2.1
企業職を含めた総合計	5,940	0.9	2.0

その2 扶養親族数別手当受給職員数及び親族数

(単位:人)

区分 扶養親族数	手当受給職員		配偶者	扶養手当の対象となる扶養親族数				合計
	職員数	構成比		1人目	うち 配偶者が ない職員 の1人目	2人目	その他	
				の扶養 親族		の扶養 親族	の扶養 親族	
1人	1,750	38.3%	868	882	199	-	-	1,750
2人	1,451	31.8%	776	1,451	79	675	-	2,902
3人	1,045	22.9%	875	1,045	14	1,045	170	3,135
4人	277	6.1%	264	277	1	277	290	1,108
5人	43	0.9%	42	43	0	43	87	215
6人	1	0.0%	0	1	0	1	4	6
7人	1	0.0%	1	1	0	1	4	7
合計	4,568	100.0%	2,826	3,700	293	2,042	555	9,123

(注) 上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の適用職員を除いた数値である。

その3 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分 項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	21,300	21,593
全職員平均額	9,566	9,864

## 第8表 住居手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数

(単位:人)

区分 給料表	手当受給職員数	住居手当	
		借家・借間居住者	自宅等居住者
行政職給料表(1)	4,364	1,128	3,236
行政職給料表(2)	1,517	227	1,290
医療職給料表(1)	27	9	18
医療職給料表(2)	335	72	263
大学教育職給料表	24	7	17
高等学校教育職給料表	320	50	270
消防職給料表	1,073	240	833
合 計	7,660	1,733	5,927

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,103	462	1,641
企業職を含めた総合計	9,763	2,195	7,568

その2 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分 項目	平均手当月額	
	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	8,124	8,119
全職員平均額	6,118	6,096

## 第9表 管理職手当の支給状況

### その1 給料表別手当受給職員数及び平均額

区分 給料表	手当受給職員数 (人)	手当受給職員平均 額 (円)	全職員平均額 (円)
行政職給料表(1)	699	86,858	10,072
行政職給料表(2)	-	-	-
医療職給料表(1)	23	92,361	73,252
医療職給料表(2)	38	81,868	5,826
大学教育職給料表	2	90,450	6,238
高等学校教育職給料表	18	73,878	3,546
消防職給料表	66	84,264	4,051
合 計	846	86,313	7,179

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	125	88,494	3,905
企業職を含めた総合計	971	86,594	6,466

### その2 職員1人当たり平均手当月額 (単位:円)

区分 項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	86,313	86,594
全職員平均額	7,179	6,466

## 第2部 民間給与等の実態

# 平成 22 年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

## 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、平成 22 年 4 月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

## 2 調査機関

本委員会、人事院及び神奈川県人事委員会等

## 3 調査の範囲

### (1) 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の本市内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類(ア～ソ)に分類された 446 事業所

ア 漁業	サ 学術研究、専門・技術サービス業(中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの)
イ 鉱業、採石業、砂利採取業	シ 生活関連サービス業、娯楽業(中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの)
ウ 建設業	ス 教育、学習支援業(中分類の学校教育に分類されるもの)
エ 製造業	セ 医療、福祉(中分類の医療業、社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの)
オ 電気・ガス・熱供給・水道業	ソ サービス業(中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの)
カ 情報通信業	
キ 運輸業、郵便業	
ク 卸売業、小売業	
ケ 金融業、保険業	
コ 不動産業、物品賃貸業	

### (2) 調査対象職種

78 職種（うち初任給関係職種 19 職種）

## 4 調査対象の抽出

### (1) 標本事業所の抽出

3 の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により 11 層に層化し、これらの層から 110 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 10 表のとおりである。

### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

### (3) 調査実人員

初任給関係 485 人（事務・技術関係職種 402 人）、初任給関係以外の調査職種 8,512 人（事務・技術関係職種の調査実人員 7,411 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、60,978 人であり、事務・技術関係職種は 47,312 人である。）

## 5 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位：事業所)

企業規模 産業	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
建設業	9	7	0	2
製造業	31	22	7	2
電気・ガス・ 熱供給・水道業	0	0	0	0
情報通信業	24	11	11	2
運輸業、郵便業	13	6	4	3
卸売業、小売業	4	3	1	0
金融業、保険業	5	5	0	0
不動産業、 物品賃貸業	1	1	0	0
教育、 学習支援業	4	3	1	0
医療、福祉	4	3	1	0
サービス業	3	3	0	0
合計	98	64	25	9

- (注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が12事業所あった。
- 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(第11表及び第12表について同じ。)
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、学術・開発研究機関、広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体である。

第11表 職種別、学歴別及び企業規模別初任給

職 種	項 目	学 歴	規 模 計	企業規模	
				500人以上	100人以上 500人未満
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学卒	201,579	199,658	204,525
		短大卒	177,913	173,223	180,230
		高校卒	163,276	161,193	168,194
	新卒技術者	大学卒	203,432	203,769	201,003
		短大卒	180,247	177,548	178,693
		高校卒	164,205	163,207	165,105
	新卒事務員 ・技術者 計	大学卒	202,400	201,307	202,583
		短大卒	178,887	175,001	179,564
		高校卒	163,690	162,056	166,739

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみ  
る給与を除き、公務員の地域手当のように当該事業所に一律に支給される給与を含むも

(参 考)

(単位:円)

市職員の初任給	大学卒	201,152
	短大卒	175,168
	高校卒	161,840

(注) 市職員の初任給は、給料と地域手当の合計額である。

第12表 職種別、企業規模別及び学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 役兼任者を除く。)	本表2規模500 人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応 級欄参照
	大 学 卒	8	51.4	762,165	3,461	758,704		
	短 大 卒	7	51.4	772,990	3,755	769,234		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	工 場 長	7	52.5	975,551	0	975,551	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大 学 卒	7	52.5	975,551	0	975,551		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	226	50.8	686,484	1,271	685,213	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大 学 卒	187	50.5	686,714	1,188	685,526		
	短 大 卒	6	51.6	665,184	0	665,184		
	高 校 卒	33	52.0	688,713	1,901	686,812		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	373	49.2	650,712	305	650,407	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	同上
	大 学 卒	285	49.0	656,276	178	656,098		
	短 大 卒	32	48.8	608,173	1,948	606,225		
	高 校 卒	55	50.2	646,056	110	645,946		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
事 務 部 次 長	114	49.3	633,877	1,553	632,324	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	同上	
大 学 卒	85	48.9	634,304	53	634,251			
短 大 卒	6	49.8	660,992	33,044	627,948			
高 校 卒	23	50.6	626,776	0	626,776			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	96	49.0	581,401	0	581,401	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	同上	
大 学 卒	63	47.9	600,739	0	600,739			
短 大 卒	14	48.5	504,807	0	504,807			
高 校 卒	17	52.5	577,573	0	577,573			
中 学 卒	2	56.5	589,994	0	589,994			
事 務 課 長	403	45.8	564,532	18,708	545,824	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大 学 卒	319	45.2	568,975	18,243	550,732			
短 大 卒	20	47.9	498,868	1,382	497,486			
高 校 卒	63	48.3	564,082	27,403	536,679			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技 術 課 長	728	45.5	538,835	3,172	535,663	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	同上	
大 学 卒	543	45.0	541,899	3,102	538,796			
短 大 卒	87	45.3	514,357	2,486	511,871			
高 校 卒	98	48.2	541,556	4,212	537,345			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

(注)1 (A)-(B)の計算結果が一致しないものは、小数点以下第1位を四捨五入して端数処理をしているためである(以下本表において同じ。)

2 「\*」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

項目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	<b>事務課長代理</b>	人 <b>106</b>	歳 <b>46.5</b>	円 <b>511,536</b>	円 <b>71,590</b>	円 <b>439,946</b>	前記課長に事故等のあるときの職務代行者課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	68	44.3	521,615	84,485	437,130		
	短大卒	10	49.4	452,219	50,840	401,379		
	高校卒	27	50.2	511,464	51,465	460,000		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	<b>技術課長代理</b>	<b>131</b>	<b>44.7</b>	<b>477,498</b>	<b>67,262</b>	<b>410,237</b>	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	同上
	大学卒	74	43.0	472,188	68,370	403,818		
	短大卒	19	45.3	479,353	79,384	399,970		
	高校卒	38	48.0	487,657	58,549	429,108		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	<b>事務係長</b>	<b>114</b>	<b>42.7</b>	<b>450,279</b>	<b>58,310</b>	<b>391,969</b>	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上
	大学卒	52	40.9	458,242	63,741	394,501		
	短大卒	21	40.8	417,972	53,107	364,866		
	高校卒	41	46.6	457,504	53,244	404,260		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	<b>技術係長</b>	<b>244</b>	<b>42.8</b>	<b>438,980</b>	<b>62,762</b>	<b>376,217</b>	係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上
	大学卒	108	39.0	391,868	45,432	346,435		
	短大卒	40	42.3	414,680	46,966	367,714		
高校卒	88	47.9	506,143	86,466	419,677			
中学卒	8	49.5	557,708	161,156	396,551			
<b>事務主任</b>	<b>300</b>	<b>43.2</b>	<b>475,216</b>	<b>81,107</b>	<b>394,109</b>		同上	
大学卒	191	41.8	471,960	83,751	388,209			
短大卒	48	42.7	465,304	67,796	397,507			
高校卒	60	47.4	486,548	79,867	406,681			
中学卒	*	*	*	*	*			
<b>技術主任</b>	<b>651</b>	<b>41.3</b>	<b>449,920</b>	<b>81,129</b>	<b>368,791</b>		同上	
大学卒	436	40.7	452,463	79,927	372,536			
短大卒	107	41.5	430,528	77,490	353,038			
高校卒	102	45.6	456,907	95,870	361,037			
中学卒	6	52.3	461,725	85,552	376,173			
<b>事務係員</b>	<b>1,537</b>	<b>34.0</b>	<b>340,166</b>	<b>60,154</b>	<b>280,012</b>		同上	
大学卒	924	31.3	354,026	74,234	279,792			
短大卒	256	35.4	305,992	37,802	268,190			
高校卒	339	40.1	326,098	37,593	288,504			
中学卒	18	54.3	330,109	14,332	315,777			
<b>技術係員</b>	<b>2,373</b>	<b>32.2</b>	<b>330,302</b>	<b>56,230</b>	<b>274,071</b>		同上	
大学卒	1,603	30.4	332,654	59,849	272,805			
短大卒	336	33.1	304,102	44,521	259,581			
高校卒	415	38.4	340,638	50,905	289,733			
中学卒	19	53.8	337,506	25,295	312,211			

2 規模500人以上

項目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 兼任者を除く。)	行政職(1) 8級
	大 学 卒	8	51.4	762,165	3,461	758,704		
	短 大 卒	7	51.4	772,990	3,755	769,234		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	工 場 長	7	52.5	975,551	0	975,551	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大 学 卒	7	52.5	975,551	0	975,551		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	201	50.7	696,763	1,377	695,386	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
	大 学 卒	170	50.4	694,981	1,264	693,717		
	短 大 卒	2	51.5	742,500	0	742,500		
	高 校 卒	29	52.0	702,317	2,069	700,248		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	285	49.0	656,593	51	656,542	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大 学 卒	227	48.8	657,863	61	657,802		
	短 大 卒	15	49.6	663,144	0	663,144		
高 校 卒	42	49.8	649,723	23	649,701			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
事 務 部 次 長	112	49.4	636,742	1,572	635,171	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	同上	
大 学 卒	84	49.0	636,172	54	636,118			
短 大 卒	6	49.8	660,992	33,044	627,948			
高 校 卒	22	50.7	633,492	0	633,492			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	89	49.2	596,618	0	596,618	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	同上	
大 学 卒	61	48.4	610,046	0	610,046			
短 大 卒	10	47.1	536,225	0	536,225			
高 校 卒	16	52.8	586,297	0	586,297			
中 学 卒	2	56.5	589,994	0	589,994			
事 務 課 長	363	45.6	572,078	19,762	552,315	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	行政職(1) 6級	
大 学 卒	297	45.0	573,066	18,758	554,307			
短 大 卒	16	48.4	506,437	0	506,437			
高 校 卒	49	48.2	591,569	33,662	557,907			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技 術 課 長	568	45.3	542,780	2,189	540,591	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大 学 卒	448	44.9	541,646	2,203	539,443			
短 大 卒	50	45.4	534,599	858	533,741			
高 校 卒	70	48.3	557,066	3,108	553,959			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

項目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	<b>事務課長代理</b>	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	行政職(1) 4級、5級
	大学卒	87	47.8	532,554	76,391	456,163		
	短大卒	53	45.2	548,985	91,984	457,000		
	高校卒	10	49.4	452,219	50,840	401,379		
	中学卒	23	52.0	537,416	58,512	478,904	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	同上
	<b>技術課長代理</b>	*	*	*	*	*		
	大学卒	108	45.3	481,457	62,818	418,639		
	短大卒	61	43.4	480,826	69,022	411,804		
	高校卒	14	46.8	489,483	71,878	417,605	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上
	中学卒	33	48.5	478,860	45,641	433,219		
	<b>事務係長</b>	98	43.1	465,685	61,463	404,223		
	大学卒	47	41.5	466,881	61,805	405,076		
	短大卒	15	41.2	443,211	59,612	383,599	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上
	高校卒	36	46.7	475,160	61,863	413,297		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	<b>技術係長</b>	165	44.6	466,762	58,085	408,677		
	大学卒	71	40.1	419,594	46,012	373,582	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上
	短大卒	19	46.4	492,056	62,602	429,454		
	高校卒	69	48.7	505,807	64,298	441,509		
	中学卒	6	53.0	606,346	160,915	445,431		
事 務 関 係 職 種	<b>事務主任</b>	243	43.5	487,835	87,045	400,790	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	行政職(1) 3級
	大学卒	149	42.1	486,952	91,674	395,279		
	短大卒	39	43.1	479,652	71,108	408,543		
	高校卒	54	47.0	491,147	82,375	408,771		
	中学卒	*	*	*	*	*	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上
	<b>技術主任</b>	453	42.1	464,081	82,916	381,165		
	大学卒	319	41.3	462,775	81,660	381,114		
	短大卒	54	43.8	459,839	77,302	382,536		
	高校卒	76	47.1	479,880	102,072	377,808	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上
	中学卒	4	56.8	496,281	75,914	420,367		
	<b>事務係員</b>	1,301	33.9	347,648	63,703	283,945		
	大学卒	791	31.1	361,982	79,203	282,779		
短大卒	212	35.5	311,801	38,387	273,414	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	行政職(1) 1級、2級	
高校卒	281	40.5	332,927	38,365	294,562			
中学卒	17	54.2	329,253	14,691	314,561			
<b>技術係員</b>	1,527	32.4	332,195	57,969	274,226			
大学卒	1,085	30.2	333,574	62,169	271,406	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上	
短大卒	132	35.1	313,862	49,963	263,899			
高校卒	293	39.8	336,063	45,242	290,822			
中学卒	17	55.3	331,160	23,296	307,864			

3 規模100人以上500人未満

項目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	21	52.2	591,372	98	591,274	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大 学 卒	14	52.3	610,070	143	609,927		
	短 大 卒	3	52.0	572,750	0	572,750		
	高 校 卒	4	52.3	534,548	0	534,548		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	81	49.8	628,855	1,548	627,307	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
大 学 卒	53	49.9	655,748	908	654,841			
短 大 卒	16	47.4	529,548	4,834	524,713			
高 校 卒	12	52.4	640,481	0	640,481			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 部 次 長	*	*	*	*	*	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	行政職(1) 6級	
大 学 卒	-	-	-	-	-			
短 大 卒	-	-	-	-	-			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	7	47.1	422,921	0	422,921	2課以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大 学 卒	2	38.0	379,552	0	379,552			
短 大 卒	4	51.5	435,719	0	435,719			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 課 長	28	47.9	481,717	1,290	480,428	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	行政職(1) 4級、5級	
大 学 卒	15	49.6	511,266	0	511,266			
短 大 卒	4	45.3	457,112	9,009	448,103			
高 校 卒	9	46.2	443,097	105	442,993			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 課 長	133	45.3	520,457	4,892	515,565	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大 学 卒	81	45.0	545,770	5,249	540,521			
短 大 卒	32	44.4	473,328	6,638	466,690			
高 校 卒	20	47.5	490,259	756	489,503			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	<b>事務課長代理</b>	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	行政職(1) 3級	
	7	43.9	475,303	79,357	395,946				
	大学卒	6	44.0	502,135	89,071	413,064			
	短大卒	-	-	-	-	-			
	高校卒	*	*	*	*	*	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	同上	
	中学卒	-	-	-	-	-			
	<b>技術課長代理</b>	19	38.5	398,421	84,396	314,026			
	大学卒	13	39.1	383,785	61,696	322,089			
	短大卒	5	36.4	419,867	123,465	296,402	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上	
	高校卒	*	*	*	*	*			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	<b>事務係長</b>	12	39.7	375,425	50,295	325,129			
	大学卒	4	36.9	417,570	95,747	321,823	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上	
	短大卒	5	39.6	355,561	33,715	321,846			
	高校卒	3	44.7	336,271	0	336,271			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	<b>技術係長</b>	50	37.2	327,071	28,470	298,601	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上	
	大学卒	28	35.0	303,067	24,499	278,568			
	短大卒	18	39.3	347,361	33,023	314,338			
	高校卒	3	51.0	493,645	59,031	434,613			
中学卒	*	*	*	*	*	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上		
<b>事務主任</b>	51	41.8	377,457	34,044	343,414				
大学卒	38	40.2	373,282	30,947	342,335			課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	行政職(1) 1級、2級
短大卒	7	40.3	382,098	52,871	329,228				
高校卒	6	53.2	398,119	31,638	366,481				
中学卒	-	-	-	-	-				
<b>技術主任</b>	187	37.6	373,003	63,240	309,763	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上		
大学卒	113	37.1	376,704	59,367	317,336				
短大卒	52	36.5	363,253	72,403	290,851				
高校卒	20	42.5	374,333	57,388	316,945				
中学卒	2	43.5	393,562	104,562	289,000	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上		
<b>事務係員</b>	196	34.7	276,258	28,638	247,620				
大学卒	116	33.1	278,926	28,777	250,148			課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上
短大卒	33	35.3	257,680	26,853	230,827				
高校卒	46	38.2	282,861	30,212	252,648				
中学卒	*	*	*	*	*				
<b>技術係員</b>	709	31.9	328,826	51,639	277,186	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上		
大学卒	445	31.3	336,239	55,073	281,166				
短大卒	178	31.1	293,852	39,634	254,218				
高校卒	85	35.5	357,426	58,455	298,970				
中学卒	*	*	*	*	*	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上		

4 規模100人未満

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 兼任者を除く。)	行政職(1) 6級
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	4	50.0	531,300	500	530,800	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大 学 卒	3	49.7	486,967	667	486,300		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	7	50.4	570,327	857	569,470	同上	同上
	大 学 卒	5	50.4	574,158	0	574,158		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	*	*	*	*	*	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	行政職(1) 4級、5級	
大 学 卒	*	*	*	*	*			
短 大 卒	-	-	-	-	-			
高 校 卒	-	-	-	-	-			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	-	-	-	-	-	同上	同上	
大 学 卒	-	-	-	-	-			
短 大 卒	-	-	-	-	-			
高 校 卒	-	-	-	-	-			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 課 長	12	48.0	470,520	17,461	453,059	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大 学 卒	7	45.0	475,861	27,075	448,786			
短 大 卒	-	-	-	-	-			
高 校 卒	5	52.2	463,041	4,000	459,041			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 課 長	27	51.0	512,823	22,485	490,339	同上	同上	
大 学 卒	14	52.6	532,032	29,814	502,218			
短 大 卒	5	48.8	485,300	0	485,300			
高 校 卒	8	49.6	496,411	23,711	472,700			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	行政職(1) 3級
	大学卒	12	39.3	388,169	34,169	354,000		
	短大卒	9	39.7	391,437	42,048	349,389		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	事務課長代理	4	41.3	635,152	239,152	396,000	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	4	41.3	635,152	239,152	396,000		
	事務係長	4	42.8	335,177	16,130	319,047	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	2	48.5	369,728	3,493	366,235		
	技術係長	29	43.1	480,572	141,497	339,074	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上
	大学卒	9	42.6	460,021	106,088	353,933		
	短大卒	3	34.7	331,628	31,926	299,702		
	高校卒	16	44.4	509,168	169,878	339,291		
	事務主任	6	36.2	335,645	23,362	312,283		行政職(1) 1級、2級
	大学卒	4	35.3	354,075	26,950	327,125		
	短大卒	2	38.0	298,787	16,187	282,600		
	高校卒	-	-	-	-	-		
技術主任	11	33.3	490,239	218,466	271,773		同上	
大学卒	4	29.8	588,173	314,673	273,500			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	6	35.8	407,394	133,644	273,750			
事務係員	40	33.1	276,957	36,769	240,187		同上	
大学卒	17	34.7	287,856	21,642	266,213			
短大卒	11	30.3	286,069	57,587	228,482			
高校卒	12	33.5	253,163	39,116	214,047			
技術係員	137	28.6	295,619	49,056	246,563		同上	
大学卒	73	28.8	277,999	28,583	249,415			
短大卒	26	28.9	291,463	28,066	263,397			
高校卒	37	27.1	344,627	118,485	226,142			
		*	*	*	*	*		

その2 給与比較の対象外職種  
規模計

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手 を除く。
	自家用乗用自 動車運転手	2	45.0	378,904	43,504	335,400	
	守衛	31	56.7	318,574	66,929	251,644	
	用務員	8	54.6	613,526	6,838	606,688	
教 育 関 係 職 種	大学学長	-	-	-	-	-	
	大学副学長	-	-	-	-	-	
	大学学部長	12	61.8	802,558	0	802,558	
	大学教授	81	56.8	736,448	0	736,448	
	大学准教授	68	46.9	604,100	0	604,100	
	大学講師	37	41.7	518,731	0	518,731	
	大学助教	-	-	-	-	-	
	大学助手	14	27.9	237,023	0	237,023	
	高等学校校長	*	*	*	*	*	
	高等学校教頭	*	*	*	*	*	
	高等学校主幹 教諭	-	-	-	-	-	
	高等学校指導 教諭	-	-	-	-	-	
高等学校教諭	22	41.5	503,101	0	503,101		
研 究 関 係 職 種	研究所長	7	51.5	837,101	0	837,101	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	92	50.2	647,914	21	647,893	2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長
	研究室(係)長	23	41.2	588,826	426	588,400	構成員3人以上の室(係)の 長
	主任研究員	140	44.8	599,022	33,490	565,532	下記研究員より上位の者
	研究員	227	38.7	451,874	42,391	409,483	
	研究補助員	45	27.4	315,414	65,770	249,644	

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
医療 関係 職種	病院長	-	-	円 -	円 -	円 -	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	-	-	円 -	円 -	円 -	上記院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	-	-	円 -	円 -	円 -	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	2	41.5	913,250	0	913,250	
	歯科医師	-	-	円 -	円 -	円 -	
	薬局長	2	41.0	481,171	56,671	424,500	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	21	35.7	361,683	65,277	296,407	
	診療放射線技師	22	43.5	454,466	64,214	390,253	
	臨床検査技師	29	44.2	412,990	41,359	371,631	
	栄養士	19	31.8	293,009	22,184	270,826	
	理学療法士	15	34.7	327,742	33,298	294,445	
	作業療法士	15	34.7	295,585	17,431	278,154	
	総看護師長	4	54.5	567,174	0	567,174	部下に看護師長5人以上
	看護師長	38	43.6	448,799	56,666	392,133	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	87	33.5	346,108	53,109	293,000	
	准看護師	36	52.2	339,056	43,302	295,754	

第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学 歴	項 目 採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
		大学卒	43.4	(4.5)	
高校卒	12.3	(9.7)	(90.3)	-	87.7

- (注)1 事務員と技術者のみを対象としたものである。  
 2 ( )内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における家族手当の支給状況

(単位:%)

制度の有無	事業所割合
制 度 あり	87.4
制 度 なし	12.6

(単位:円)

扶養家族の構成	平均支給月額
配 偶 者	15,470
配偶者と子1人	21,962 (6,492)
配偶者と子2人	27,847 (5,885)

- (注)1 支給月額は、扶養家族の構成に応じて支給される手当額の平均である。  
 2 ( )内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。  
 3 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(参 考)

(単位:円)

市職員の現行 扶養手当月額	配 偶 者	15,300
	配偶者以外の扶養親族	6,800
	満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子1人につき加算する額	5,000

### 第15表 民間における住宅手当の支給状況

(単位:%)

支給の有無	事業所割合
支 給	80.0
借家・借間居住者に支給	(100.0)
自宅居住者に支給	(76.8)
社宅居住者に支給	(9.4)
その他	(1.0)
非 支 給	20.0

(注) ( )内は、支給がある事業所を100とした割合であり、複数回答である。

### 第16表 民間における特別給の支給状況

区 分		区 分	
		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
項 目	下 半 期 (A1)	405,755	297,830
	平均所定内給与月額 (単位:円)	上 半 期 (A2)	415,303
特別給の支給額 (単位:円)	下 半 期 (B1)	819,221	473,716
	上 半 期 (B2)	865,253	517,329
特別給の支給割合	下 半 期 (B1/A1)	2.02 月分	1.59 月分
	上 半 期 (B2/A2)	2.08 月分	1.75 月分
年 間 の 平 均		3.97 月分	

(注) 1 下半期とは平成21年8月から平成22年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を市職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 市職員の場合、現行の年間支給月数は、4.15月分である。

### 第17表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項 目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
役職段階				
係 員	10.6	31.4	-	58.0
課 長 級	11.5	22.1	-	66.5

### 第18表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

役職段階	項目 定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	92.4	82.8	21.0	8.0	53.8	9.6	7.6
課長級	62.4	54.9	8.7	9.2	37.0	7.5	37.6

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

### 第19表 民間における年俸制の導入状況

(単位:%)

役職段階	項目 年俸制を導入している事業所	年俸制を導入していない事業所
係員	-	100.0
課長級	18.8	81.2
部長級	31.9	68.1

### 第20表 民間における昇給制度の状況

(単位:%)

役職段階	項目 昇給制度 あり	昇給制度あり			昇給制度 なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	93.9	(39.5)	(84.1)	(57.3)	6.1
課長級	71.0	(28.9)	(82.4)	(50.0)	29.0

(注) ( )内は、昇給制度がある事業所を100とした割合であり、複数回答である。

第21表 民間における冬季賞与の配分状況

(単位:%)

役職段階 \ 項目	一定率(額)分	考課査定分
係 員	70.9	29.1
課 長 級	60.3	39.7
部 長 級	57.8	42.2

第22表 民間における雇用調整の実施状況

(単位:%)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	25.1
転籍出向	4.7
希望退職者の募集	3.8
正社員の解雇	1.3
部門の整理閉鎖・部門間の配転	12.1
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	3.2
残業の規制	17.0
一時帰休・休業	7.7
ワークシェアリング	-
賃金カット	13.3
計	45.1

(注)1 平成22年1月以降の実施状況である。

2 項目については、複数回答である。

3 「計」欄は、何らかの上記措置を行った事業所の割合である。

第23表 民間における賃金カット等の実施状況

(単位:%)

役職段階 \ 項目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
係 員	6.4	6.7
課 長 級	11.7	10.4

(注) 平成22年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

第24表 民間における時間外労働の月60時間の積算に係る法定休日の労働時間の取扱状況

(単位:%)

時間外労働の月60時間の積算の基礎に法定休日の労働時間を含めるか否か	適用従業員割合	適用事業所割合
法定休日の労働時間を含める	71.1	53.0
法定休日の労働時間を含めない	28.9	47.0

## 第3部 労働経済指標

## 第25表 費目別、世帯人員別標準生計費

(平成22年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	34,470	42,750	53,310	63,860	74,410
住居関係費	45,280	78,530	70,820	63,100	55,380
被服・履物費	11,590	7,780	10,120	12,470	14,810
雑費 I	54,960	86,380	108,680	131,000	153,310
雑費 II	18,720	39,110	39,820	40,530	41,240
計	165,020	254,550	282,750	310,960	339,150

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における平成22年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、人事院が示した「費目別、世帯人員別生計費換算乗数」を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費 …………… 食料
- 住居関係費 …………… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …………… 被服及び履物
- 雑費 I …………… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費 II …………… その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

第26表 労働経済指標

項 目				年 月	単位	平成21年 4月	5月	6月	7月	
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国 (規模30人以上)	きまって 支給する 給 与	調査産業計	金額	千円	290.6	285.9	288.0	288.0	
				前年同月比	%	△ 3.4	△ 3.2	△ 2.7	△ 2.8	
			うち所定内給与	金額	千円	269.4	265.4	267.8	267.1	
				前年同月比	%	△ 1.8	△ 1.7	△ 1.3	△ 1.5	
	総実労働時間数(調査産業計)			時間数	時間	152.4	140.4	152.6	154.7	
	うち所定外労働時間数			時間数	時間	10.7	10.2	10.3	10.8	
	神奈川県 (規模30人以上)	きまって 支給する 給 与	調査産業計	金額	千円	299.6	290.4	289.4	290.7	
				前年同月比	%	△ 6.1	△ 7.5	△ 7.5	△ 6.4	
			うち所定内給与	金額	千円	275.7	268.3	267.1	267.9	
				前年同月比	%	△ 4.3	△ 5.7	△ 5.9	△ 4.9	
総実労働時間数(調査産業計)			時間数	時間	144.6	134.1	143.4	148.2		
うち所定外労働時間数			時間数	時間	11.8	11.2	11.6	12.1		
生 計 費	家計調査 (総務省)	消費支出 (全世帯)	全 国	金額	千円	306.3	285.5	277.2	285.1	
				前年同月比	%	△ 1.4	△ 0.9	△ 1.7	△ 4.5	
			川 崎 市	金額	千円	371.0	307.4	291.1	282.6	
				前年同月比	%	8.6	△ 4.0	△ 9.0	△ 7.5	
物 価	消費者物価指数 (総合指数、総務省)	全 国	前年同月比	%	△ 0.1	△ 1.1	△ 1.8	△ 2.2		
		川 崎 市	前年同月比	%	0.1	△ 0.6	△ 1.1	△ 1.5		
		国内企業物価指数(日本銀行)		前年同月比	%	△ 4.1	△ 5.6	△ 6.8	△ 8.4	
雇 用 ・ 生 産	常用雇用指数(調査産業計、厚生労働省)			前年同月比	%	0.0	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.9	
	有効求人倍率(厚生労働省)			倍	0.48	0.46	0.45	0.43		
	鉱工業生産指数(経済産業省)			前年同月比	%	△ 31.0	△ 29.0	△ 22.5	△ 22.3	
	製造工業労働生産性指数 (日本生産性本部)			前年同月比	%	△ 23.7	△ 18.7	△ 14.7	△ 15.2	

8月	9月	10月	11月	12月	平成22年 1月	2月	3月	4月
287.5	288.0	289.5	289.4	289.8	288.0	289.1	292.0	294.9
△ 2.3	△ 2.1	△ 1.9	△ 1.4	△ 0.7	0.0	0.0	1.4	1.4
266.4	266.6	267.0	266.3	266.5	265.0	265.8	268.1	270.3
△ 1.3	△ 1.3	△ 1.3	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.4	△ 0.9	0.2	0.3
144.5	147.1	149.7	149.7	148.0	140.9	145.8	151.8	156.4
10.6	11.1	11.7	11.8	12.1	11.5	11.7	12.3	12.6
292.8	288.5	293.2	292.7	294.7	288.3	289.5	293.9	299.4
△ 5.0	△ 6.0	△ 4.1	△ 4.0	△ 1.8	△ 2.3	△ 1.3	△ 0.4	0.0
269.2	265.3	268.6	267.1	268.6	263.1	264.5	267.9	272.8
△ 3.7	△ 4.9	△ 3.5	△ 3.7	△ 2.3	△ 3.3	△ 2.5	△ 1.6	△ 1.0
136.7	139.2	143.2	142.9	142.6	135.4	137.2	144.5	147.7
11.8	12.1	12.7	12.9	13.3	12.7	12.1	13.3	13.3
291.0	277.1	287.8	284.7	337.9	291.9	261.2	320.0	300.0
△ 0.1	△ 1.5	△ 1.3	0.0	0.3	0.2	△ 1.8	3.0	△ 2.1
300.3	275.5	347.5	347.7	330.1	325.0	311.2	365.1	397.9
4.0	△ 8.0	12.3	13.9	△ 8.6	4.3	17.2	15.7	7.3
△ 2.2	△ 2.2	△ 2.5	△ 1.9	△ 1.7	△ 1.3	△ 1.1	△ 1.1	△ 1.2
△ 1.4	△ 1.7	△ 1.9	△ 1.7	△ 1.8	△ 1.6	△ 1.4	△ 1.4	△ 1.5
△ 8.5	△ 7.9	△ 6.8	△ 5.0	△ 3.8	△ 2.2	△ 1.6	△ 1.3	△ 0.1
△ 0.8	△ 0.9	△ 1.0	△ 1.1	△ 1.1	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.8
0.42	0.43	0.43	0.43	0.43	0.46	0.47	0.49	0.48
△ 18.3	△ 17.5	△ 14.4	△ 2.9	6.4	18.9	31.3	31.8	25.9
△ 12.4	△ 11.4	△ 5.7	1.6	9.6	18.3	27.0	22.1	19.8